

(素 案)

# 石川町地域防災計画 資料編

令和3年 月

石川町防災会議



# 目次

資料編	1
[防災体制等]	3
1-1 石川町防災会議条例	3
1-2 石川町災害対策本部条例	5
1-3 指定機関等電話番号	6
1-4 町内防災関係機関	9
[応援協定、基準等]	10
2-1 応援協定等	10
2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等	64
[通信施設等]	70
3-1 利用可能な他の通信施設	70
[自衛隊派遣・緊急輸送関係]	71
4-1 ヘリコプター発着可能地点	71
4-2 自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地	71
4-3 物資の集積拠点	72
4-4 町各部の車両保有数	73
[避難関係]	74
5-1 指定緊急避難場所	74
5-2 指定一般避難所一覧	75
5-3 一時避難所	76
5-4 指定福祉避難所	77
[救援物資・資機材関係]	78
6-1 町営水道の補給水利の現況	78
6-2 町営応急給水資機材保有状況一覧	79
6-3 町公共施設AED設置場所一覧	80
[災害危険箇所等]	81
7-1 土砂災害警戒区域の指定箇所 [土石流]	81
7-2 土砂災害警戒区域の指定箇所 [急傾斜地の崩壊]	84
7-3 土砂災害警戒区域の指定箇所 [地すべり]	86
7-4 主な河川	87
[要配慮者利用施設]	88
8-1 医療機関	88
8-2 社会福祉施設	89

8-3 学校	90
[災害報告等関係]	91
9-1 被害情報報告一覧	91
9-2 被害認定基準	94
[様式]	95
10-1 様式一覧	95
[1. 救護班診療記録等]	97
様式1-1 救護班の編成及び活動記録	97
様式1-2 救護班診療記録	98
様式1-3 医薬品衛生材料受払簿	99
様式1-4 救護班医薬品衛生材料使用簿	100
様式1-5 病院診療所医療実施状況	101
[2. 自衛隊等]	102
様式2-1 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	102
様式2-2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）	103
様式2-3 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書	104
[3. 緊急通行車両等の確認及び事前届け出事務手続き等]	106
様式3-1 緊急通行車両等事前届出証・届出済証（様式第1号）	106
様式3-2 緊急通行車両返納届（様式第2号）	107
様式3-3 規制除外車両等事前届出証・届出済証（様式第6号）	108
様式3-4 緊急通行車両等確認申請書（様式第3号）	109
様式3-5 規定する標章（様式第3）	110
様式3-6 緊急通行車両確認証明書（様式第4）	111
[4. 災害救助用米穀の引渡要請書等]	112
様式4-1 災害救助用米穀の引渡要請書	112
様式4-2 政府所有主要米穀売買契約書	113
[5. 救援物資等]	117
様式5-1 救援物資受領書	117
様式5-2 災害時緊急物資供給要請書	118
様式5-3 災害時物資引渡要請書	119
[6. 死体捜索状況記録簿等]	120
様式6-1 死体捜索状況記録簿	120
様式6-2 死体処理台帳	121
様式6-3 埋葬台帳	122



[ 7. 罹災関連]	123
様式 7-1 罹災証明書	123
様式 7-2 罹災台帳	124
[ 8. 公用負担書等]	125
様式 8-1 公用負担権限委任証明書	125
様式 8-2 公用負担証書	125
[ 9. 被害受信表等]	126
様式 9-1 被害受信表	126
様式 9-2 被害受信総括表	127
[10. 避難関連]	128
様式 10-1 避難所別避難者一覧	128
様式 10-2 避難者カード	129
[11. 市町村の報告様式]	130
様式 11-1 災害緊急報告〔市町村〕	130
様式 11-2 災害総括報告	131
様式 11-3 避難状況詳細報告	133
様式 11-4 避難所・救護所開設状況報告	134
様式 11-5-1 人的被害詳細報告	135
様式 11-5-2 住家被害詳細報告	136
様式 11-6 交通規制情報	140
様式 11-7 火災発生状況報告	141
[12. その他様式等]	142
様式 12-1 雇い上げ報告書	142
資料 12-2 各部（課）職員動向表	143
様式 12-3 義援金品受領書	144



# 資料編



# [防災体制等]

## 1 - 1 石川町防災会議条例

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第1節 第1

### ○石川町防災会議条例

昭和37年10月30日

条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、石川町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 石川町地域防災計画並びに石川町水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて石川町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長には、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者
- (2) 県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから町長が任命する者
- (8) 須賀川地方広域消防組合の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ2人、4人、1人、10人以内、6人以内、1人及び1人とする。

- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県職員、町職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。

附 則(平成9年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-2 石川町災害対策本部条例

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第1節 第1、第2章 第1節

### 石川町災害対策本部条例

昭和37年10月30日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、石川町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たり、その編成は別に定める。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。

附 則(平成24年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-3 指定機関等電話番号

計画書本編：第1章総則 第1節 第2

## (1) 指定地方行政機関

機関名		電話番号
東北総合通信局 無線通信部 陸上課		022-221-0684
東北農政局 福島県拠点		024-534-4141
関東森林管理局 福島森林管理署 白河支署		0248-23-3135
気象庁 福島地方気象台		024-534-0321
東北地方整備局	福島河川国道事務所	024-546-4331
	郡山出張所	024-943-6591
東北地方環境事務所		022-722-2870

## (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名		電話番号
母畑地区土地改良区千五沢ダム管理事務所		26-7582
石川郵便局		26-3786
日本赤十字社福島県支部		024-545-7997
NHK福島放送局		024-526-4333
東日本旅客鉄道(株)磐城石川駅		26-2638
東日本電信電話(株) 福島支店		024-531-7481
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)東北支店		022-221-8201
東北電力(株)須賀川営業所		022-225-2111
福島交通(株)石川営業所		0247-26-2151
福島県トラック協会(公社) 県南支部		0248-21-7167
日本通運(株)郡山支店		024-932-1212
福山通運(株) 郡山支店		024-959-2645
佐川急便(株) 郡山営業所		0243-24-1076
西濃運輸(株) 郡山支店		0248-76-3121

## (3) 警察機関

機関名		電話番号
石川警察署		26-2191

## (4) 消防機関

機関名		電話番号
石川消防署		26-3161



## (5) 自衛隊

機関名	電話番号
陸上自衛隊福島駐屯地	024-593-1212 内線 235

## (6) 報道機関

機関名	電話番号
福島民報社石川支局	26-2843 FAX26-6886
福島民友新聞社石川支局	26-2011 FAX26-2022
町民ニュース社	26-2410 FAX26-2490
夕刊いしかわ新聞社	26-2222 FAX26-2280

## (7) 行政機関

県（主な関係機関）

機関名		電話番号	
総務部	市町村行政課	024-521-7057	
	市町村財政課	024-521-7059	
危機管理部	危機管理課	024-521-8651	
	消防保安課	024-521-7190	
	災害対策課	024-521-7194	
	原子力安全対策課	024-521-7819	
	放射線監視室	024-521-8498	
	生活環境部	一般廃棄物課	024-521-7249
		産業廃棄物課	024-521-7264
保健福祉部	地域医療課	024-521-7221	
	薬務課	024-521-7232	
農林水産部	農業振興課	024-521-7339	
	農産物流通課	024-521-7354	
	農地管理課	024-521-7419	
	森林保全課	024-521-7442	
土木部	道路管理課	024-521-7503	
	河川整備課	024-521-7483	
	砂防課	024-521-7493	
	建築住宅課	024-521-7519	

機関名	電話番号
県中地方振興局 県民環境部	024-935-1295
石川土木事務所	26-2138
県中保健福祉事務所	0248-75-7805
県中農林事務所 須賀川農業普及所	0248-75-2180

## 近隣市町村

市町村名	電話番号
玉川村	57-3101
平田村	55-3111
浅川町	36-4121
古殿町	53-3111
須賀川市	0248-75-1111
白河市	0248-22-1111
中島村	0248-52-2111
矢吹町	0248-42-2111
鮫川村	49-3111

## その他市町村（相互応援協定締結先）

## 計画書本編：一般災害対策編 第1章 第1節 第31

市町名	電話番号
東京都荒川区	03-3802-3111
いわき市	0246-22-1111
小野町	0247-72-2111
埴町	43-2111
柳津町	0241-42-2112

## 1-4 町内防災関係機関

機関名	所在地	電話番号
石川町役場	字長久保 185-4	26-2111
石川警察署	字長久保 185-2	26-2191
沢田駐在所	沢井字西ノ作 89-8	26-4803
山橋駐在所	南山形字笹目田 59-1	26-5312
石川消防署	字当町 297-1	26-3161

消防団屯所

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第9節 第1

名称	所在地	名称	所在地
石川分団第1部	字北町 96	山橋分団第1部	山形字須沢 126-1
石川分団第2部	字高田 319-2	山橋分団第2部	板橋字八升蒔 48-1
石川分団第3部	字南町 26	山橋分団第3部	南山形字笹目田 162-1
石川分団第4部	字下泉 153-2	山橋分団第4部	北山形字沢尻 106
石川分団第5部	字大室 533-1	沢田分団第1部	沢井字大池下 76-1
石川分団第6部	字当町 109-1	沢田分団第2部	沢井字深谷 123-1
石川分団第7部	字白石 301-5	沢田分団第3部	赤羽字風呂沢 16-1
石川分団第8部	字王子平 78-1	沢田分団第4部	新屋敷字新覚 116-1
石川分団第9部	字成亀 38-1	母畑分団第1部	母畑字小田口 41-3
石川分団第10部	字前ノ内 119-1	母畑分団第2部	母畑字堀ノ内 9-1
中谷分団第1部	双里字双里 10	母畑分団第3部	湯郷渡字二百畑 83
中谷分団第2部	形見字形見 225-1	野木沢分団第1部	中野字高ノ内 134
中谷分団第3部	谷沢字寺坂 78	野木沢分団第2部	曲木字広久保 57-1
中谷分団第4部	坂路字馬場宿 132-1	野木沢分団第3部	塩沢字竹ノ内 66-1
中谷分団第5部	中田字雁万田 13-4		

## [応援協定、基準等]

## 2-1 応援協定等

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第1節 第3、第2章 第5節 第1・4

## 市町村

	協定名	協定先	締結年月日	協 定 内 容	参照 頁
1	消防相互応援協定書	玉川村、平田村、古殿町	S43. 8. 10	・水、火災その他非常事態発生等の防ぎよのための応援隊の派遣	14～ 19
2	消防相互応援協定書	浅川町	S43. 8. 12	・水、火災その他非常事態発生等の防ぎよのための応援隊の派遣	20～ 21
3	消防相互応援協定書	鮫川村	S43. 9. 7	・水、火災その他非常事態発生等の防ぎよのための応援隊の派遣	22～ 23
4	石川町と荒川区との非常災害時等における相互応援に関する協定	東京都荒川区	H8. 1. 17	・救援用物資の提供 ・応急用資器材の提供・貸与 ・職員の派遣 ・施設の提供と被災者の受入れ	24～ 25
5	災害時における相互応援協定書	福島県いわき市、玉川村、平田村、浅川町、古殿町	H12. 11. 27	・食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣 ・ボランティアの斡旋 ・児童生徒の受入れ ・被災者に対する住宅の斡旋 ・前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項	26～ 28
6	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 東北地方整備局	H24. 3. 6	・重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合の各種情報の交換 ・災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣	29～ 30

	協定名	協定先	締結年月日	協 定 内 容	参照頁
7	災害時における相互応援に関する協定書	柳津町、埴町、小野町 (福島県B & G財団施設設置町)	H25. 3. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供</li> <li>・被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋</li> <li>・救援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋</li> <li>・救援及び応急復旧活動に必要な職員の派遣</li> <li>・ボランティアの斡旋</li> <li>・避難施設等の提供</li> <li>・前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項</li> </ul>	31～ 33
8	大規模災害時における相互応援に関する協定書	宮城県角田市	H25. 11. 22	大規模災害が発生した場合、被災した自治体の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することにより、被災自治体の被害の軽減と住民生活の安定を図る	34～ 35
9	原子力災害時における常陸太田市民の県外広域避難に関する協定書	茨城県常陸太田市	H29. 9. 21	茨城県常陸太田市の周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるの市民の受け入れ	36～ 37

## 民間企業、団体

	協定名	協定先	締結年月日	協 定 内 容	参照頁
1	災害時における石川町内郵便局、石川町間の協力に関する覚書	石川町内郵便局	H9. 9. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵便事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策</li> <li>・必要に応じ、避難所に臨時郵便差出箱の設置</li> </ul>	38～ 39
2	災害時における応急対策業務の支援に関する協定	石川町建設協力会	H21. 6. 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機材、資材及び作業員の派遣</li> </ul>	40～ 41
3	地震等大規模災害に関する基本覚書	東日本旅客鉄道株式会社	H24. 4. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に協力して町民及び鉄道利用者等に安全な環境を提供することを目的とし、協力内容や役割分担等必要な事項を定め、円滑な災害対策を実施する</li> </ul>	42
4	地震等大規模災害に関する確認書	J R水戸支社 磐城石川駅	H25. 10. 1	上記覚書で定める基本事項について具体的に定め、より現地に即した迅速な対応が可能となるよう連携する	43～ 45

	協定名	協定先	締結年月日	協 定 内 容	参照頁
5	災害時における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人 福島県隊友会 石川支部	H26. 7. 24	災害時における隊友会の協力に関し必要な事項等を定める	46～ 49
6	災害時の協力に関する協定書	東北電力株式会社須賀川営業所	H27. 3. 13	大規模な停電等が発生した場合において、緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図る	50～ 52
7	災害用LPガス設備使用に関する合意書	株式会社八幡屋	H30. 12. 26	災害時において、災害用LPガス設備等の使用に関し必要な事項を定める	53
8	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R1. 6. 6	災害に備えて、情報発信等に関する必要な事項を定める	54～ 55
9	災害等発生時における葬祭用品の調達等に関する協定	福島県葬祭業協同組合 福島県霊柩自動車組合	R1. 7. 17	災害等発生時における葬祭用品の調達、遺体の処理及び搬送等に関する事項を定める	56～ 61
10	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書	福島県LPガス協会郡山支部	R1. 7. 26	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるLPガス及びガス器具等の調達及び供給並びに二次災害等の防止に関する事項を定める	62～ 63
11	災害時の協力に関する覚書	須賀川瓦斯株式会社	R2. 1. 16	災害時において自家発電による電源の供給や冷暖房の供給、炊き出し等を行うのに必要な事項を定める	64

## 【消防相互応援協定書 玉川村】

## 消 防 相 互 応 援 協 定 書

## ( 目 的 )

第 1 条 消防組織法第 21 条及び第 24 条第 2 項の規定に基づき、甲と乙との消防相互応援に關して定めるものとする。

## ( 災 害 防 ぎ 上 の 応 援 )

第 2 条 水、火災その他非常事態発生等（以下「水火災等」という）の防ぎよのための応援は次の方法により相互に応援隊を派遣するものとする。

1. 応援の要請があつたとき
  2. 消防機関が何等かの方法により水、火災等の発生を確知し、防ぎよ応援の必要ありと認めたととき
- 2 応援隊数は受援側の要請及びその他の状況に応じて、応援側の市（町村）長又は消防長の判断による。

## ( 応 援 隊 の 指 揮 )

第 3 条 応援隊の指揮は次の方法によるものとする。

1. 受援地の消防長（消防署長）又は消防団長が指揮すること
2. 指揮は応援隊の長に対して行なうこと。

## ( 費 用 )

第 4 条 応援に要した費用は次の方法により処理するものとする。

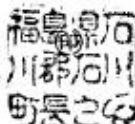
1. 応援に際し、発生した事故等による隊員の身体、機械器具又は第三者に与えた身体、建物施設等の補償については、応援側の負担とする。但し受援側の指揮下において発生した第三者に与えた損害補償については受援側の負担とする。
2. 応援隊の出動に対する手当及び被服等の損料は、応援側の負担とする。


- 3 応援隊に対する食糧及び機械燃料等の補給については、受援側の負担とする。
- 4 前各号以外の費用、又は解釈上疑義生じたる場合はその都度甲、乙協議の上決定する。

(協定期間)

第 5 条 本協定の期間は協定成立の日から甲、乙何れかよりの改廃申出のある日までとする。

昭和 40年 8 月 10 日

甲 福島県石川郡石川町長鈴木秀次 

乙 福島県石川郡玉川村長大越力夫 



## 【消防相互応援協定書 平田村】

## 消 防 相 互 応 援 協 定 書

## ( 目 的 )

第 1 条 消防組織法第 21 条及び第 24 条第 2 項の規定に基づき、甲と乙との消防相互応援に關して定めらるものとする。

## ( 災害防ぎよの応援 )

第 2 条 水、火災その他非常事態発生等（以下「水火災等」という）の防ぎよのための応援は次の方法により相互に応援隊を派遣するものとする。

1. 応援の要請があつたとき

2. 消防機関が何等かの方法により水、火災等の発生を確知し、防ぎよ応援の必要ありと認めたととき

2 応援隊数は受援側の要請及びその他の状況に応じて、応援側の市（町村）長又は消防長の判断による。

## ( 応援隊の指揮 )

第 3 条 応援隊の指揮は次の方法によるものとする。

1. 受援地の消防長（消防署長）又は消防団長が指揮すること

2. 指揮は応援隊の長に対して行なうこと。

## ( 費 用 )

第 4 条 応援に要した費用は次の方法により処理するものとする。

1. 応援に際し、発生した事故等による隊員の身体、機械器具又は第三者にあつた身体、建物施設等の補償については、応援側の負担とする。但し受援側の指揮下において発生した第三者にあつた損害補償については受援側の負担とする。

2. 応援隊の出動に対する手当及び被服等の損料は、応援側の負担とする。

- 3 応援隊に対する食糧及び機械燃料等の補給については、受援側の負担とする。
- 4 前各号以外の費用、又は解沢上発生したる場合はその都度甲、乙協議の上決定する。

(協定期間)

第 5 条 本協定の期間は協定成立の日から甲、乙何れかよりの改廃申出のある日までとする。

昭和 40年 A 月 10 日

甲

福島県石川郡石川町長鈴木秀次



乙

石川郡平田村長澤村金治



## 【消防相互応援協定書 古殿町】

## 消 防 相 互 応 援 協 定 書

## ( 目 的 )

第 1 条 消防組織法第 21 条及び第 24 条第 2 項の規定に基づき、甲と乙との消防相互応援に關して定めらるものとする。

## ( 災害防ぎよの応援 )

第 2 条 水、火災その他非常事態発生等(以下「水火災等」という)の防ぎよのための応援は次の方法により相互に応援隊を派遣するものとする。

1. 応援の要請があつたとき
  2. 消防機関が何等かの方法により水、火災等の発生を確知し、防ぎよ応援の必要ありと認めるとき
- 2 応援隊数は受援側の要請及びその他の状況に応じて、応援側の市(町村)長又は消防長の判断による。

## ( 応援隊の指揮 )

第 3 条 応援隊の指揮は次の方法によるものとする。

1. 受援地の消防長(消防署長)又は消防団長が指揮すること
2. 指揮は応援隊の長に対して行なうこと。

## ( 費 用 )

第 4 条 応援に要した費用は次の方法により処理するものとする。

1. 応援に際し、発生した事故等による隊員の身体、機械器具又は第三者にあつた身体、建物施設等の補償については、応援側の負担とする。但し受援側の指揮下において発生した第三者にあつた損害補償については受援側の負担とする。
2. 応援隊の出動に対する手当及び被服等の損料は、応援側の負担とする。

- 3 応援隊に対する食糧及び機械燃料等の補給については、受援側の負担とする。
- 4 前各号以外の費用、又は解状止疑発生したる場合はその都度甲、乙協議の上決定する。

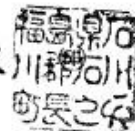
(協定期間)

第 5 条 本協定の期間は協定成立の日から甲、乙何れかよりの改廃申出のある日までとする。

昭和 44年 A 月 10 日

甲

福島県石川郡石川町長鈴木秀次



乙

福島県東白川郡古殿町長遠藤久



## 【消防相互応援協定書 浅川町】

## 消 防 相 互 応 援 協 定 書

## ( 目 的 )

第 1 条 消防組織法第 21 条及び第 24 条第 2 項の規定に基づき、甲と乙との消防相互応援に關して定めるものとする。

## ( 災害防ぎよの応援 )

第 2 条 水、火災その他非常事態発生等(以下「水火災等」という)の防ぎよのための応援は次の方法により相互に応援隊を派遣するものとする。

1. 応援の要請があつたとき
  2. 消防機関が何等かの方法により水、火災等の発生を確知し、防ぎよ応援の必要ありと認めたととき
- 2 応援隊数は受援側の要請及びその他の状況に応じて、応援側の市(町村)長又は消防長の判断による。

## ( 応援隊の指揮 )

第 3 条 応援隊の指揮は次の方法によるものとする。

1. 受援地の消防長(消防団長)又は消防団長が指揮すること
2. 指揮は応援隊の長に対して行なうこと。

## ( 費 用 )

第 4 条 応援に要した費用は次の方法により処理するものとする。

1. 応援に際し、発生した事故等による隊員の身体、機械器具又は第三者にあたえた身体、建築物等への補償については、応援側の負担とする。但し受援側の指揮下において発生した第三者にあたえた損害補償については受援側の負担とする。
2. 応援隊の出動に対する手当及び被服等の損料は、応援側の負担とする。

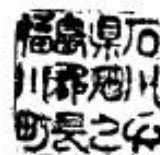
- 3 応援隊に対する食糧及び機械燃料等の補給については、受援側の負担とする。
- 4 前各号以外の費用、又は解釈上疑義生じたる場合はその都度甲、乙協議の上決定する。

(協定期間)

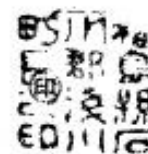
第 5 条 本協定の期間は協定成立の日から甲、乙何れかよりの改廃申出のある日までとする。

昭和 43 年 8 月 12 日

甲 福島県石川郡石川町長鈴木秀次



福島県石川郡浅川町長芳賀起美



## 【消防相互応援協定書 鮫川村】

## 消 防 相 互 応 援 協 定 書

## ( 目 的 )

才1号 消防組織法才21条及び才24条才2項の規定に基づき  
甲と乙との消防相互応援に関して定めるものとする。

## ( 災 害 防 ぎ よ の 応 援 )

才2号 水、火災その他非常事態発生等(以下「水火災等」とい  
う)の防ぎよのための応援は次の方法により相互に応援隊を派  
遣するものとする。

1. 応援の要請があつたとき
  2. 消防機関が何等かの方法により水、火災等の発生を確認し  
防ぎよ応援の必要ありと認めるとき
- 2 応援隊数は受援側の要請及びその他の状況に応じて、応援側  
の市(町村)長又は消防長の判断による。

## ( 応 援 隊 の 指 揮 )

才3条 応援隊の指揮は次の方法によるものとする。

1. 受援地の消防長(消防署長)又は消防団長が指揮すること
2. 指揮は応援隊の長に対して行なりこと。

## ( 費 用 )

才4条 応援に要した費用は次の方法により処理するものとする

1. 応援に際し、発生した事故等による隊員の身体、機械器具又は才3者にあてた身体、建物施設等の補償については、応援側の負担とする。但し受援側の指揮下において発生した才3者にあてた損害補償については受援側の負担とする。
2. 応援隊の出動に対する手当及び被服等の損料は、応援側の負担とする。
3. 応援隊に対する食糧及び機械燃料等の補給については、受援側の負担とする。
4. 前各号以外の費用、又は解釈上疑義生じたる場合はその都度甲、乙協議の上決定する。

(協定期間)

才5条 本協定の期間は協定成立の日から甲、乙何れかよりの改廃申出のある日までとする。

昭和 49 年 9 月 7 日

甲 福島県東白川郡鮫川村長石田柳子



乙

石川町長 鈴木秀次





## 【荒川区との非常災害時等における相互応援協定書】

石川町と荒川区との非常災害時等  
における相互応援に関する協定

石川町と荒川区は、友愛の精神に基づき、非常災害時における円滑な相互応援を図るため、この協定を締結する。

## (趣 旨)

第1条 石川町並びに荒川区は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、応急復旧対策等の相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

## (連絡の窓口)

第2条 石川町並びに荒川区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

## (応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

## (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (5) その他、特に要請のあった事項

## (経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行なう自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

3 前2項の定めにより難いときは、石川町と荒川区が協議して定めるものとする。

## (資料・情報の交換)

第6条 石川町並びに荒川区は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

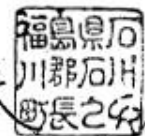
## (その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成8年1月17日

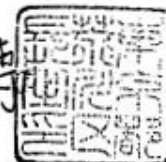
福島県石川郡石川町 石川町長

鈴木信夫



東京都荒川区 荒川区長

藤枝和博



## 【災害時における相互応援協定書 いわき市、玉川村、平田村、浅川町、古殿町】

## 災害時における相互応援協定書

## (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、いわき市、石川町、玉川村、平田村、浅川町及び古殿町（以下、「関係市町村」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した市町村長からの要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり定める。

## (応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

## (応援の手続)

第3条 災害の発生により関係市町村の応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

## (応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた関係市町村は、当該応援の要請に応ずるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した関係市町村が負担するものとする。

2 応援を要請した関係市町村が、前項に規定する経費を直ちに支出することが困難である旨の申し出を行った場合には、応援を要請された関係市町村は、当該経費を一時支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の确实かつ円滑な連絡を図るため、関係市町村に連絡責任者をおく。

2 連絡責任者は、関係市町村の消防防災事務を担当する課長とする。

(災害対策連絡会議の設置)

第7条 関係市町村は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡会議は、定期的及び必要に応じて随時開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するほか、地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、他の市町村等の相互応援に関する協定及び消防の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、関係市町村が協議して別に定める。

この協定を証するため、この協定書を6通作成し、関係市町村長がそれぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年11月27日

いわき市長

田家啓夫 

石川町長

西牧立博 

玉川村長

車田次夫 

平田村長

乙丸晴美 

浅川町長

筒和紀夫 

古殿町長

矢内克博 

【災害時の情報交換に関する協定書 国土交通省 東北地方整備局】

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、石川町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）



第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

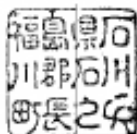
- 一 石川町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 石川町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

### （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）



第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

### （平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

### （協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

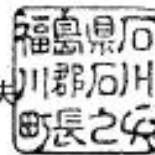
本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成24年 3月 6日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号  
国土交通省 東北地方整備局長 徳山 日出男



乙 福島県石川郡石川町字下泉153番地の2  
石川町長 加納 武夫



## 【災害時における相互応援協定書 柳津町、埴町、小野町】

## 災害時における相互応援に関する協定書

この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項に基づき、柳津町、埴町、石川町及び小野町(以下「協定自治体」という。)のいずれかの区域において災害が発生した場合に、被災した自治体(以下「被災自治体」という。)の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

## (応援の種類)

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な資機材、物資の提供及び斡旋
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 避難施設等の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

## (応援要請の手続き)

第2条 応援を要請しようとする被災自治体(以下「応援要請自治体」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当課を通じて、電話又は電信等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品目及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 前条第6号に掲げる提供を要請する場合にあっては、避難者数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項



**(応援の実施)**

第3条 応援の要請を受けた自治体（以下「応援自治体」という。）は、当該応援の要請に応じるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定自治体の区域において激甚な災害が発生したことが明らか場合は、協定自治体は、自らの判断により第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

**(応援経費の負担)**

第4条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、応援要請自治体の負担とする。ただし、被害状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援要請自治体と応援自治体が当該経費の負担について協議して決定するものとする。

2 前条第2項に定める場合は、協定自治体間で協議して決定するものとする。

**(災害補償及び損害賠償)**

第5条 応援に従事した職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷し、疾病にかかり、若しくは障がいの状態になり、又は死亡した場合における公務災害補償における経費は、応援自治体の負担とする。

2 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務に従事中に生じたものに係る賠償については応援要請自治体が、応援要請自治体への往復の途中において生じたものについては応援自治体がそれぞれ負担するものとする。

**(連絡担当課等)**

第6条 協定自治体は、第2条の規定による応援の手続きを確実かつ円滑に行うため、担当部署、連絡責任者及び連絡先等を予め定めておくものとする。

**(情報の交換)**

第7条 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料等を相互に交換するものとする。

**(地域間交流)**

第8条 協定自治体は、この協定を実効性のあるものとするために、平常時より地域間交流に努めるものとする。

**(その他)**

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については協定自治体間で協議して定めるものとする。

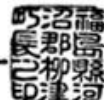
(適用)

第10条 この協定は、平成25年3月5日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を4通作成し、協定自治体は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月5日

柳津町 柳津町長

井関庄一 

埴町 埴町長

菊池恭文 

石川町 石川町長

加納武夫 

小野町 小野町長

実戸良三 

## 【大規模災害時における相互応援協定書 宮城県角田市】

## 大規模災害時における相互応援に関する協定書

角田市及び石川町は、大規模災害時における相互応援に関して次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項に基づき、角田市及び石川町において、大規模災害が発生した場合、被災した自治体(以下「被災自治体」という。)の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することにより、被災自治体の被害の軽減と住民生活の安定を図ることを目的とする。

## (応援の種類)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにその供給に必要な資材・機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な資材・機材の提供及び斡旋
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための避難施設の提供と避難者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

## (応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する被災自治体(以下「応援要請自治体」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、連絡担当課を通じて電話または電信により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合は、物資等の品目及び数量
- (3) 前条第4号及び第5条に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種、人員数及び従事内容
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合は、避難者数
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路並びに応援の期間
- (6) その他、必要と認める事項

## (応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた自治体(以下「応援自治体」という。)は、当該、応援要請に応じるものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、いずれかの自治体に激甚災害が発生したことが明らか場合は、自らの判断により第2条に掲げる応援を実施できるものとする。

## (応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、応援要請自治体の負担とする。

- 2 応援要請自治体を経費の支払いをする暇がなく、かつ、応援要請自治体からの要請があった場合は、応援自治体が当該費用を一時立て替え支弁するものとする。

3 応援要請自治体の被害状況等を勘察し、特段の事情が認められるときは、応援要請自治体と応援自治体が当該経費の負担について協議して決定するものとする。

(連絡担当課等)

第6条 双方の自治体は、第3条の規定による応援の手続きを確実かつ円滑に行うため、担当部署、連絡責任者及び連絡先等を定め、速やかに相互に連絡するものとする。

(情報の交換)

第7条 双方の自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、その他、必要な資料等を相互に交換するものとする。

(地域間等の交流)

第8条 双方の自治体は、この協定を実行性のあるものとするため、平常時より地域間交流や社会教育関係などの親善・交流に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、双方の自治体間で協議のうえ定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、協定の締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成25年11月22日


宮城県角田市字大坊41番地

角田市長

大友喜助 

福島県石川郡石川町字下泉153番地の2

石川町長

加納武夫 

## 【原子力災害時における常陸太田市民の県外広域避難に関する協定書】

**原子力災害時における常陸太田市民の県外広域避難に関する協定書**

福島県石川町（以下「甲」という。）と茨城県常陸太田市（以下「乙」という。）とは、乙の周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における乙の市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

**（目的）**

第1条 この協定は、甲及び乙が原子力災害時等に災害対策基本法第86条の9の規定に基づき行う乙の市民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

**（県外広域避難の基本的事項）**

第2条 原子力災害時等で乙の市民の生命若しくは身体を災害から保護するため、乙が県外広域避難の必要があると認めるときは、甲は乙の市民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、乙の市民を受け入れるものとする。

2 甲は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を乙の市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。

**（県外広域避難の受入要請等）**

第3条 甲に対する県外広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、あらかじめその旨を茨城県及び福島県に報告するものとする。

2 前項の受け入れの要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、乙と県外広域避難の受け入れについて協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

4 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙はできるだけ早期に甲から避難所の運営の移管を受ける。

5 県外広域避難にあたっては、乙は茨城県及び福島県と連携し、甲の負担が過大とならないよう配慮しなければならない。

**（受入期間）**

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県外広域避難の受け入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、乙が茨城県及び福島県並びに甲と協議して決定するものとする。

**（避難退域時検査等）**

第5条 県外広域避難を行う乙の市民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止並びに甲及び乙の市民の安全・安心のため、茨城県地域防災計画に基づき茨城県が実施する。

## (必要物資等)

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し確保するものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合、乙は甲に対し、必要物資の一部を貸与又は提供してもらうよう要請することができる。

## (費用の負担)

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し当該費用の一時繰替の支弁を求めることができるものとする。

## (情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

## (連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。

## (協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年9月21日

甲 福島県石川町長 加納 武夫



乙 茨城県常陸太田市市長 大久保 太一



## 【災害時における石川郵便局との協力に関する覚書】

## 災害時における石川町内郵便局、石川町間の協力に関する覚書

石川町内の郵便局（以下「甲」という。）及び石川町（以下「乙」という。）は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

## （趣旨）

第1条 この覚書は、石川町内に発生した、地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

## （用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

## （協力の内容）

第3条 甲及び乙は、石川町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、それぞれその円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

## (1) 甲が実施する事項

ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱及び援護対策

イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

## (2) 甲及び乙が実施する事項

必要に応じ、甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は、石川町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

(2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

(3) 前2号以外の事項で協力できる事項

## （協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。

## （職員の派遣）

第5条 甲は、石川町災害対策本部に職員を派遣することができる。

## （災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 甲は、石川町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては石川郵便局長、乙においては、石川町長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年9月3日

甲 石川町内郵便局代表

石川郵便局長

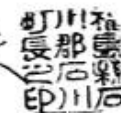
遊佐 雄



乙 石川町

石川町長

鈴木 信夫





## 【災害時における応急対策業務の支援に関する協定書 石川町建設協力会】

## 災害時における応急対策業務の支援に関する協定

石川町長（以下「甲」という。）と石川町建設協力会（以下「乙」という。）との間に、災害時における応急対策業務の支援に関して次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害が発生し、甲が管理する道路、河川等の公共土木施設（以下「施設」という。）が被災し、若しくは、被災するおそれのある場合、乙の支援による資機材及び労力の確保並びにその動員方法を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

## （支援要請）

第2条 甲は、施設に災害が発生し被害の拡大が予想される等必要と認めるときには、乙に対し、資機材の提供や作業員の出勤等を要請することができるものとする。

## （業務の内容）

第3条 甲は、被害の状況に応じ、乙に対し、出勤場所、必要な資機材等を指定して、作業員の派遣を求めるものとする。乙は、甲から依頼があったときは、乙の構成員をして甲の指示に基づく当該災害の応急措置に当たらせるものとする。

## （業務の実施体制）

第4条 乙は、前もって応急措置を早急に実施できるよう必要な資機材の確保、動員方法を定め、その実施体制並びに連絡系統を甲に報告する。なお、変更が生じた場合にはその都度甲に報告するものとする。

## （契約の締結）

第5条 甲の指示に基づく応急措置に関し、状況に応じ、甲、乙協議のうえ、甲は、応急措置を実施する者と工事請負契約を締結するものとする。

## （損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その損害について、甲、乙協議して定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(雑則)

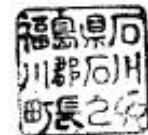
第8条 本協定は、平成21年6月16日から平成22年3月31日までの期間とする。甲又は乙より期間満了の1ヶ月前までに別段の意志表示がない限り、本協定は、1年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年6月16日

甲 石川町長

加納 武夫



乙 石川町建設協力会長

志賀 由和



## 【地震等大規模災害に関する基本覚書 東日本旅客鉄道（株）水戸支社】

## 地震等大規模災害に関する基本覚書

石川町（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社水戸支社（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害（以下「災害等」という。）の発生時の対応について、次のとおり基本事項を定め覚書を交換する。

## 1 目的

この覚書は、平成23年3月11日の東日本大震災を教訓とし、災害等の発生時に協力して町民及び鉄道利用者等に安全な環境を提供することで「安全で安心できるまちづくり」に資することを目的とし、協力内容や役割分担等必要な事項を定め、円滑な災害対策を実施するものとする。

## 2 連絡体制の確立

甲及び乙は、災害等の発生に備え、緊急時連絡体制を確立するものとする。

## 3 情報の交換

甲及び乙は、災害等が発生又はその恐れがあると判断したときは、緊急時連絡体制に基づき速やかに情報の交換を行うものとする。新たに災害等の緊急情報を取得した場合も、緊急時連絡体制に基づき速やかに情報の交換を行うものとする。

## 4 避難場所等の指定及び役割の明確化

甲及び乙は、災害等の発生に備え、町民及び鉄道利用者等のための一時避難場所及び指定避難所を指定するとともに、甲及び乙は誘導時のそれぞれの役割を明確にするものとする。

## 5 帰宅困難者の帰宅に対する相互協力

甲及び乙は、帰宅困難者の早期帰宅に向けて、相互に協力するものとする。

## 6 早期復旧

乙は、災害等の影響で列車の運行が出来なくなった場合において、通勤及び通学等の鉄道利用者のために早期復旧に努めることとする。

なお、甲は乙から早期復旧に向けて協力要請があった場合は、出来る限り協力するものとする。

## 7 訓練の実施

甲及び乙は、災害等の発生に備え、適宜訓練を行うものとする。

## 8 確認書の締結

甲及び乙は、上記項目を具体化するために、詳細について別途「地震等大規模災害に関する確認書」を交換するものとする。

## 9 その他

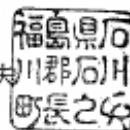
本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、別途、甲及び乙で協議し定めるものとする。

以上、覚書の証として本書2通を作成し、各々記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成24年 4月26日

甲 福島県石川郡石川町字下泉 153-2  
石川町長

加納 武夫



乙 茨城県水戸市三の丸1丁目4番47号  
東日本旅客鉄道株式会社  
執行役員 水戸支社長

熊本 義寛



## 【地震等大規模災害に関する確認書 東日本旅客鉄道（株）水戸支社】

## 地震等大規模災害に関する確認書

石川町（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社水戸支社（以下「JR水戸支社」という。）による「地震等大規模災害に関する基本覚書」（平成24年4月26日付け）（以下「覚書」という。）に基づき、甲とJR水戸支社磐城石川駅（野木沢駅を含む）（以下「乙」という。）は、災害等の発生時（以下「災害時」という。）に関する確認書を交換する。

## 1 目的

この確認書は、「安全で安心できるまちづくり」に資することを目的とし、覚書で定める基本事項について具体的に定め、より現地に即した迅速な対応が可能となるよう連携することを目的とする。

## 2 連絡体制の確立

- (1) 災害時の連絡体制については、別紙「災害時緊急連絡体制表」によるものとする。
- (2) 災害発生時には、甲と乙が、相互に連絡を取り合うものとする。

なお、甲と乙との間で連絡が取れない場合や、早期復旧に関することなど、必要により、甲とJR水戸支社災害対策本部との間で、連絡を取り合うものとする。

## 3 避難場所等の指定及び役割の明確化

- (1) 甲が指定する一時避難場所（以下「避難場所」という。）は別紙「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。
- (2) 乙は、災害等が発生した場合、甲に対し速やかにその状況を報告すると共に、一時的に町民及び鉄道利用者等（以下「避難者」という。）を留め置くなどの措置を行うこととする。
- (3) 乙は、避難者の安全確保のため、必要により、甲に対して受入要請を行い、打合せを行った後に、甲から指定された避難場所へ、誘導・案内を行うこととする。
- (4) 甲は、受入要請を受けた場合、避難場所を指定し、乙と協力して、誘導その他必要な措置を講じるものとする。
- (5) 乙は、避難場所に到着した後は、避難場所の責任者の指示に従うものとする。  
その後の対応については、甲乙協議のうえ対応するものとする。

## 4 帰宅困難者の帰宅に対する相互協力

甲及び乙は、帰宅困難者が発生した場合、その帰宅方法について、最も安全な交通手段を考慮すると共に、早期帰宅可能となるよう相互に協力して対応するものとする。

## 5 早期復旧

甲は、乙からの早期復旧に向けて協力要請があったときは、甲の所有する施設の使用や燃料補給等の情報提供・照会について、乙に協力するものとする。

## 6 訓練の実施

甲及び乙は、基本的に年1回、避難誘導・連絡・早期復旧・情報収集・被害状況確認訓練等を実施するものとする。

## 7 その他

本確認書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、別途、甲及び乙で協議し定めるものとする。

以上、確認書の証として本書2通を作成し、各々記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

甲 福島県石川郡石川町字下泉 153-2  
石川町長 加納 武夫



乙 福島県石川郡石川町当町 223  
磐城石川駅長 大河内 好美



### 災害時緊急連絡体制表

(磐城石川駅)



#### 緊急連絡箇所

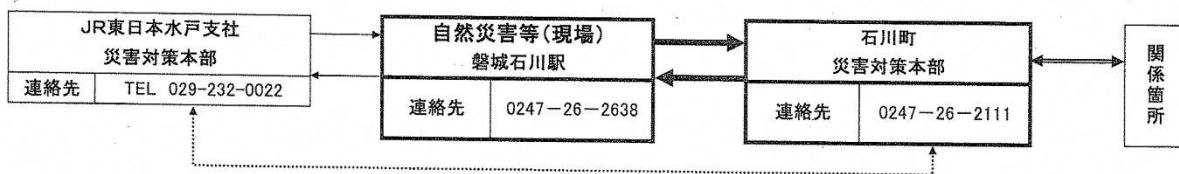
緊急連絡箇所	連絡先
磐城石川駅	0247-26-2638
JR東日本水戸支社 災害対策本部	029-232-0022
石川町(災害対策本部)	0247-26-2111
石川警察署	0247-26-2191
石川消防本部	0247-26-3161
東北電力(株)須賀川営業所	0248-75-3531
福島交通(株)石川営業所	0247-26-2151
(株)NTT郡山支店	024-924-6235

#### 広域避難場所及び中継拠点病院

広域避難場所	住所 連絡先
石川町総合体育館	石川町渡里沢296-8 TEL 0247-26-8038

### 災害時緊急連絡体制表

(野木沢駅)



#### 緊急連絡箇所

緊急連絡箇所	連絡先
磐城石川駅	0247-26-2638
JR東日本水戸支社 災害対策本部	029-232-0022
石川町(災害対策本部)	0247-26-2111
石川警察署	0247-26-2191
石川消防本部	0247-26-3161
東北電力(株)須賀川営業所	0248-75-3531
福島交通(株)石川営業所	0247-26-2151
(株)NTT郡山支店	024-924-6235

#### 広域避難場所及び中継拠点病院

広域避難場所	住所 連絡先
野木沢自治センター	石川町中野水無59 0247-26-4939

## 【災害時における隊友会の協力に関する協定書 福島県隊友会石川支部】

## 災害時における隊友会の協力に関する協定書

石川町（以下「町」という。）と公益社団法人福島県隊友会石川支部（以下「隊友会」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、隊友会が行う協力に関して次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時における隊友会の協力に関し必要な事項等を定めるものとする。

## （協力の内容）

第2条 町は、災害時において、隊友会の協力が必要であると求められるときは、隊友会に対して次の事項について要請することができる。

- (1) 隊友会の会員の所在する地域における被災状況、その他災害に関する情報を収集し、当該情報を町に提供する。
- (2) 町が行う応急対策業務（給水、食料の補給、避難所の開設及び運営、生活必需品等の整理及び輸送、清掃、防疫等）の援助を行う。
- (3) 前号に掲げるものの外、町が必要と認める業務を援助する。

## （協力の要請）

第3条 町は隊友会に対して前条各号に定める協力を要請するときは、様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で要請し、その後速やかに当該文書を交付するものとする。

- (1) 町は、隊友会に要請した協力の必要がなくなったときは、様式第2号により隊友会に通知する。

## （安全確保）

第4条 町は、前条第1項の要請を受けて活動する隊友会の会員の安全確保に十分配慮するものとする。

## （経費の負担）

第5条 隊友会が協力を行うために要した経費については、隊友会の負担とする。

## （損害補償等）

第6条 隊友会の会員の事故または隊友会の責めに帰すべき事由が発生した場合は、隊友会の責任において対処するものとする。

- (1) 隊友会は、この協力を実施するにあたり、隊友会の負担でボランティア保険に加入するものとする。

(平素の協力)

第7条 町及び隊友会は、協力が円滑に行われるように、平素から情報交換を行うものとする。

(1) 隊友会は、隊友会の会員が在住する地域の自主防災組織が行う訓練に積極的に参加するよう啓発するとともに、町が実施する訓練等への参加の依頼があったときには、参加するよう努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、町、隊友会協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、町又は隊友会が文書をもって協定の終了を相手に通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年7月24日

石川町字下泉153番地の2

石川町長

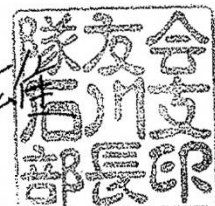
加納武夫



玉川村大字竜崎字和久17番地の5

公益社団法人  
福島県隊友会石川支部長

阪本良





第1号様式

## 協力依頼書

平成 年 月 日

公益社団法人  
福島県隊友会石川支部長

石川町長

災害時における隊友会の協力に関する協定書第3条第1項の規定により、  
下記のとおり協力依頼する。

なお、作業安全管理には十分注意し、もし二次災害の恐れが予見される  
ときは、速やかに活動を中止し、撤退して下さい。

## 記

依頼者	石川町長 担当課： TEL	担当者： FAX
協力の場所	石川町	地内  (目標物： 別紙位置図のとおり)
被害状況	人的被害 死者 行方不明 重傷者 軽傷者  その他の被害 ( )	住宅被害 全壊 ( 棟) 半壊 ( 棟) 一部破損 ( 棟) 床上浸水 ( 棟) 床下浸水 ( 棟)
協力業務 の内容		
その他必要 事項		

(石川町 午前・午後 時 分発信)

第2号様式

## 撤 収 依 頼 書

平成 年 月 日

公益社団法人  
福島県隊友会石川支部長

石川町長

平成 年 月 日（午前・午後 時 分発信）付けにて依頼した下記の協力について、災害時における隊友会の協力に関する協定第3条第2項の規定に入り、撤収を依頼する。

## 記

依頼者	石川町長 担当課： TEL 担当者： FAX
協力の場所	石川町 地内
協力業務の内容	
その他必要事項	

(石川町 午前・午後 時 分発信)

## 【災害時の協力に関する協定書 東北電力(株)須賀川営業所】

## 災害時の協力に関する協定書

石川町（以下「甲」と言う。）と東北電力株式会社須賀川営業所（以下「乙」と言う。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 甲乙双方は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

## （復旧作業に対する協力）

第2条 積雪、土砂崩れ、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の復旧作業に支障をきたす場合、甲は乙の要請により当該区間の迅速な道路復旧に協力するよう努めるものとする。

## （復旧拠点の確保に対する協力）

第3条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な、復旧応援隊の駐車場、復旧資材の拠点等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

2 乙が復旧の拠点場所として使用する敷地については、予め別表「災害時における電力復旧のための拠点場所」に定めておくものとする。

3 拠点場所の使用に伴い、水道・電気・ガス等の使用料が発生した場合、乙は実費相当額を甲に対して支払うものとし、その金額については甲乙協議のうえ決定するものとする。

また、拠点場所の使用に伴い、敷地の整備、器物の修理等が必要となった場合は、乙の責任において、現状復帰を基本として対処するものとする。

## （防災無線による停電周知）

第4条 甲の行政区内において、広範囲な停電が発生し、その復旧に長時間を要することが見込まれる場合は、乙の要請により甲が可能な範囲で甲の防災無線により停電等の周知について協力することとする。

## （本協定書の有効期間）

第5条 本協定書は、締結の日から効力を生じ、その有効期間は1年間とする。ただし、本期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも異議の申出がない場合は、本契約はさらに1年間有効とし、その後もこの例によるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成**27**年**3**月**13**日

甲 福島県石川郡石川町字下泉153-2

石川町

町長 加納 武夫



乙 福島県須賀川市南町201

東北電力株式会社須賀川営業所

所長 鈴木 一夫



## 別表（第3条関係）

## 災害時における電力復旧のための拠点場所

名 称	所 在 地
石川町総合運動公園	福島県石川郡石川町字渡里沢296-8
母畑レークサイドセンター	福島県石川郡石川町母畑字梅木入71-8

## 【災害用LPガス設備使用に関する合意書 株式会社八幡屋】

## 災害用LPガス設備使用に関する合意書

石川町（以下「甲」とします。）と株式会社八幡屋（以下「乙」とします。）は、乙の敷地内に設置する災害用LPガス設備等の使用に関して、以下の通り合意いたします。

## — 記 —

災害用LPガス設備等設置場所： 株式会社八幡屋  
石川郡石川町大字母畑字樋田 75 番地の 1

1. 乙は、将来発生が想定される地震等の災害発生時に、乙の敷地内に設置する災害用LPガス設備、発電設備およびそれらの関連設備、並びに駐車場等の敷地・建物について、乙が石川町住民の避難場所として甲が無償で使用することを確認します。また、原子力災害等の大規模な災害が発生し、甲が他の市町村より避難住民を受け入れる際、避難場所に不足が生じた場合にも使用できることを確認します。
2. 前項に基づく本施設の使用期間は、甲が要請する期間とします。
3. 第1項の使用に際して、避難場所の設営等につき甲の要請があった場合、乙はこれに協力するよう努めるものとします。
4. 第1項に基づく本施設はすべて、乙が責任をもって管理するものとします。
5. 本設備の設置、維持、使用、およびその他の本施設に発生する費用を甲に請求することは一切ありません。
6. 本合意書に定めのない事項に関しては、甲乙話し合いをもって解決を図るものとします。

乙の敷地内に設置してあるLPガス設備等で災害時においてもLPガスの供給等を受けられることを確認し、合意しました。

平成30年12月26日

甲：石川郡石川町字長久保 185 番地の 4

乙：石川郡石川町大字母畑字樋田 75 番地の 1

石川町長

株式会社 八幡屋

代表取締役社長

塩田金次郎



渡邊武嗣



## 【災害に係る情報発信等に関する協定 ヤフー株式会社】

## 災害に係る情報発信等に関する協定

石川町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

## 第1条（本協定の目的）

本協定は、石川町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、石川町が石川町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ石川町の行政機能の低下を軽減させるため、石川町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

## 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、石川町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、石川町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、石川町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 石川町が、石川町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 石川町が、石川町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 石川町が、災害発生時の石川町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 石川町が、石川町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 石川町が、石川町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 石川町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、石川町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

## 第3条（費用）

前条に基づく石川町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるもの

とし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、石川町から提供を受ける情報について、石川町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、石川町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、石川町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、石川町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年 6月 6日

石川町：福島県石川郡石川町字長久保

185番地の4

石川町長 塩田金次郎



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊健太郎





## 【災害等発生時における葬祭用品の調達等に関する協定 福島県葬祭業協同組合 福島県霊柩自動車組合】

## 災害等発生時における葬祭用品の調達等に関する協定

石川町（以下「甲」という。）と福島県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び福島県霊柩自動車組合（以下「丙」という。）は、次のとおり地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等（以下「災害等」という。）発生時における葬祭用品の調達、遺体の処理及び搬送等（以下「葬祭用品の調達等」という。）に関する協定を締結する。

## （趣 旨）

第1条 この協定は、「石川町地域防災計画」及び「石川町国民保護計画」に規定する葬祭用品の調達等を円滑に実施するため、甲からの要請に基づく乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （要 請）

第2条 甲は、災害等発生時における葬祭用品の調達等について、乙及び丙に対し、協力を要請することができるものとする。なお、本協定は、甲が、他の事業所や団体等に本協約で締結する業務内容について業務委託することや協定を結ぶことを妨げるものではない。

2 甲の要請の方法は、乙及び丙に対し、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

## （要請する業務の範囲）

第3条 前条に規定する要請に基づき、乙及び丙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 棺（付属品を含む。）及びドライアイス、防腐剤、骨つぼその他葬祭用品の供給
- (2) 遺体の処理（洗浄・縫合・消毒・防腐）に関する役務の提供
- (3) 遺体安置施設等の提供
- (4) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体の搬送
- (5) その他必要とする事項

## （実 施）

第4条 乙及び丙は、甲から葬祭用品の調達等の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかに取るものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲の要請事項を実施した場合は、甲に対し、その状況を文書で報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

## （経 費）

第5条 甲は、第4条の規定により乙及び丙が実施した業務に係る経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を原則とするが、これにより難しい場合には、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙及び丙は、業務が完了したときは、業務実績を集計し、甲に対しそれぞれ一括して経費を請求するものとする。

(経費の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により乙及び丙から経費の請求があった場合は、乙及び丙に対し速やかに支払うものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙及び丙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図れるよう、応援体制の整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に際し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に際し、必要な手続きその他の事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記入押印の上、各自その1通を保有する。

令和 元年 7月 17日

福島県石川郡石川町字長久保185番地の4  
石川町

甲

石川町長

塩田 金次郎



福島県白河市大工町33

乙

福島県葬祭業協同組合

理事長

鎌田 淳一



福島県白河市大観音前39

丙

福島県霊柩自動車組合

組合長

渡辺 章



## 災害等発生時における葬祭用品の調達等に関する協定実施細目

## (趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害等発生時における葬祭用品の調達等に関する協定(以下「協定」という。)第9条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の定義は、協定の例による。

## (連絡責任者)

第2条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては石川町町民生活課長、乙にあつては福島県葬祭業協同組合理事長、丙にあつては福島県霊柩自動車組合組合長とする。

## (要請手続)

第3条 協定第2条の規定による甲から乙及び丙への要請は、次に掲げる事項について文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(1) 要請を行った者の職名及び担当者氏名

(2) 要請理由

(3) 要請内容

(4) 履行の場所

(5) 履行の期日又は期間

(6) その他必要な事項

2 甲は、前項の要請事項に変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙及び丙に送付する文書は、協定要請書(様式1)とする。

## (緊急要請)

第4条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙及び丙の連絡責任者と連絡が取れない場合は、甲は直接乙及び丙の会員に対し、協力を要請する事ができるものとする。

## (構成員の名簿)

第5条 乙及び丙は、災害等発生時における葬祭用品の調達等に協力するため、毎年3月末日現在の会員名簿を甲に提出するものとする。

## (報告書)

第6条 協定第4条第2項の規定による乙及び丙から甲への報告は、次に掲げる事項についても文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 履行の場所及び従事者名簿  
 (2) 供給した棺その他の葬祭用品の品名及び数量等  
 (3) 遺体を搬送した車両台数  
 (4) 履行の期日又は期間  
 (5) その他必要な事項
- 2 前項の規定により乙及び丙が甲に提出する文書は、業務実績報告書(様式2)とする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第6条の規定による経費の請求は、経費の積算根拠を示す業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

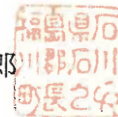
第8条 この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

この実施細目の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 元年 7月 17日

甲 福島県石川郡石川町字長久保185番地の4  
石川町

石川町長 塩田 金次郎



乙 福島県白河市大工町33  
福島県葬祭業協同組合

理事長 鎌田 淳一



丙 福島県白河市大観音前39  
福島県霊柩自動車組合

組合長 渡辺 章



様式第1号 (第3条関係)

第 号  
年 月 日

福島県葬祭業協同組合理事長

様

福島県霊柩自動車組合長

石川町長

## 協 力 要 請 書 (第 報)

災害等発生時における葬祭用品の調達等に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職 名 ( 課 係 ) 氏 名 連絡先電話番号 ( )
電話、ファクシミリ等 による要請日時	年 月 日 ( ) 時 分 頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 場 所	
履行期日又は期間	期日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

(注) 要請内容の欄には、棺その他の葬祭用品の必要数及び役務の内容を記載すること。

様式第2号 (第6条関係)

第 年 月 日 号

石川町長 様

(団体名)

## 業務実績報告書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害等発生時における葬祭用品の調達等に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	第 年 月 日 付 報 第 号 (第 報)
実績業務内容	(内 容)
従事者氏名	別紙名簿のとおり
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
報告担当者	氏 名 連絡先電話番号 ( )
備 考	

(注) 実施業務内容の欄には、棺その他の葬祭用品の供給数及び役務の内容を記載すること。

## 【災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書 福島県LPガス協会郡山支部】

## 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書

石川町（以下「甲」という。）と福島県LPガス協会郡山支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるLPガス及びガス器具等（以下「LPガス等」という。）の調達及び供給（以下「供給」という。）並びに二次災害等の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲が災害対策本部を設置した時、迅速かつ円滑な応急対策を行うため、乙によるLPガス等の供給を優先的に受けることにより、住民生活の安定を図ることを目的とする。

## （要請の方法）

第2条 甲は、災害時における避難所の開設に伴い、LPガス等の供給が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

## （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、乙の営業に支障のない範囲において優先的かつ速やかに、甲にLPガス等の供給を行うものとする。

## （協力の内容）

- 第4条 LPガス等は、原則として甲が指定する場所（以下「供給場所」という。）に供給するものとする。
- 2 LPガス等の供給の際は、供給場所において甲の職員又は甲の指定する者が供給の確認を行い受領するものとする。
  - 3 乙は、早急な供給に協力できるよう、あらかじめ供給業者を定め、甲に報告するものとし、当該供給業者に変更が生じた場合には、その都度甲に報告するものとする。
  - 4 甲は、乙が供給場所にLPガス等を運搬する車両及び二次災害等を防止するための保守点検車両を災害派遣等従事車両又は緊急車両として通行できるよう配慮するものとする。

## （経費の負担）

第5条 乙が、LPガス等の供給に要した経費については、甲が負担するものとする。なお、甲が負担するLPガス等の供給の経費については、災害発生直前における適

正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第6条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当部署を定め、災害時に速やかに相互に連絡するとともに、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第7条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年7月26日

甲 住所 福島県石川郡石川町字長久保185番地の4

名称 石川町

代表者 石川町長 塩田 金次郎



乙 住所 福島県郡山市安積町日出山4丁目41番地

名称 福島県LPガス協会郡山支部

代表者 支部長 舟橋 壮介





## 【災害時の協力に関する覚書 須賀川瓦斯株式会社】

## 災害時の協力に関する覚書

石川町（以下「甲」という。）と須賀川瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、以下のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第1条 この覚書は、石川町内において大規模災害が発生した場合に、乙の協力により自家発電による電源の供給や冷暖房の供給、炊き出し等を行うことを目的とする。

## （協力の内容）

第2条 乙は、次の事項について、協力を努めるものとする。

- (1) 電源自立型空調からの冷暖房供給
- (2) 一時避難所としての事業所の解放（受入人数 20 名程度）
- (3) 炊き出し等の支援による飲食の提供
- (4) 情報の提供

## （経費の負担）

第3条 前条の協力内容にかかる経費について、乙が甲に請求することは一切ありません。

## （連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、連絡責任者の氏名等について、あらかじめ相互に確認しておくものとする。

## （協議）

第5条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

## （効力）

第6条 この覚書については、締結日から効力が生ずるものとし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力は継続する。

この覚書の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

令和 2 年 1 月 16 日

甲 福島県石川郡石川町字長久保 185 番地の 4  
石川町

石川町長 塩田 金次郎



乙 福島県須賀川市卸町 44 番地

須賀川瓦斯株式会社

代表取締役 橋本 直子



## 2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第29節

災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

救助の種類	● 避難所の設置
対象	● 災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者に供与する。
支出費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1人1日当たり330円以内</li> <li>● ただし、高齢者等の要配慮に供与する福祉避難所を設置した場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。</li> </ul> <p>(1) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費</p> <p>(2) 消耗器材費 (3) 建物の使用謝金</p> <p>(4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費 (5) 光熱水費</p> <p>(6) 仮設便所等の設置費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 難所での生活が長期にわたる場合等は、避難者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、供与することができる。</li> </ul>
期間	● 災害発生の日から7日以内
救助の種類	● 応急仮設住宅
対象	● 住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者に供与する。
支出費用	<p>(一) 建設型仮設住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。</li> <li>● 一戸当たり設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内。</li> <li>● 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</li> <li>● 福祉仮設住宅を建設型仮設住宅として設置することができる。</li> <li>● 建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</li> </ul> <p>(二) 借上型仮設住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一戸当たりの借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生の日から20日以内に着工</li> <li>● 供与期間は最高2年以内</li> </ul>

救助の種類	● 炊き出しその他による食品の給与																																												
対象	● 避難所に避難している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う者に供与する。																																												
支出費用	● 主食費、副食費、燃料費等、一人一日当たり 1,160 円以内とする。																																												
期間	● 災害発生の日から 7 日以内																																												
救助の種類	● 飲料水の供給																																												
対象	● 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して供給する。																																												
支出費用	● 水の購実入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。																																												
期間	● 災害発生の日から 7 日以内																																												
救助の種類	● 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与																																												
対象	● 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった者を含む。)等により被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して給与又は貸与する。																																												
支出費用	<p>● 被害の情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。                  (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料</p> <p>● 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流出</td> <td>夏季</td> <td>18,800円</td> <td>24,200円</td> <td>35,800円</td> <td>42,800円</td> <td>54,200円</td> <td>7,900円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>31,200円</td> <td>40,400円</td> <td>56,200円</td> <td>65,700円</td> <td>82,700円</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏季</td> <td>6,100円</td> <td>8,300円</td> <td>12,400円</td> <td>15,100円</td> <td>19,000円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10,000円</td> <td>13,000円</td> <td>18,400円</td> <td>21,900円</td> <td>27,600円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table>							区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	全壊 全焼 流出	夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円	冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円	半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円	冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算																																						
全壊 全焼 流出	夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円																																						
	冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円																																						
半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円																																						
	冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円																																						
期間	● 災害発生の日から 10 日以内																																												

救助の種類	● 医療
対象	● 災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に処置を行う。
支出費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救護班によって行う。やむを得ない場合は、病院又は診療所において、医療(施術)を行う。</li> <li>● 医療は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護</li> <li>● 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費。</li> <li>● 病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内。</li> <li>● 施術者による場合は、協定料金の額以内。</li> </ul>
期間	● 災害発生の日から 14 日以内
救助の種類	● 助産
対象	● 災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて、災害のために助産の途を失つたものに対して行う。
支出費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 助産は、次の範囲内において行う。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</li> <li>● 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費。</li> <li>● 助産師による場合は、慣行料金の二割引以内の額。</li> </ul>
期間	● 分べんした日から 7 日以内
救助の種類	● 被災者の救出
対象	● 災害のために現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索又は救出のために行う。
支出費用	● 舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費。
期間	● 災害発生の日から 3 日以内
救助の種類	● 被災した住宅の応急修理
対象	● 災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
支出費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最少限度の部分に対し現物をもって行う。</li> <li>● 修理のために支出する費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内。 (1) 次に掲げる世帯以外の世帯：595,000 円。 (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯：300,000 円。</li> </ul>
期間	● 災害発生の日から 1 か月以内

救助の種類	● 生業に必要な資金の貸与
対象	● 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。
支出費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機械、器具、資材等を購入するための費用で、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</li> <li>● 貸与する金額は、次の額以内。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生業費 一件当たり：30,000 円</li> <li>(2) 就職支度費 一件当たり：15,000 円</li> </ul> </li> <li>● 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付すものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 貸与期間 二年以内</li> <li>(2) 利子 無利子</li> </ul> </li> </ul>
期間	● 災害発生の日から 1 か月以内
救助の種類	● 学用品の給与
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある以下の児童生徒に行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。)</li> <li>(2) 中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)</li> <li>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものとして知事が認めるもの(以下「高等学校等」という。)の生徒</li> </ul> </li> </ul>
支出費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教科書</li> <li>(2) 文房具</li> <li>(3) 通学用品</li> </ul> </li> <li>● 学用品の給与のために支出する費用は、次の額以内。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教科書代 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校児童及び中学校生徒：教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</li> <li>・ 高等学校等生徒：教科書及び教科書以外の教材で、知事が高等学校等の授業で使用すると認めたものを給与するための実費</li> </ul> </li> <li>(2) 文房具及び通学用品費 <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校児童 1人当たり 4,500 円</li> <li>中学校生徒 1人当たり 4,800 円</li> <li>高等学校等生徒 1人当たり 5,200 円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生の日から、教科書については 1 か月以内</li> <li style="padding-left: 40px;">その他の学用品については 15 日以内</li> </ul>

救助の種類	● 埋葬
対象	● 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。
支出費用	● 原則として、棺又は棺材をもつて、次の範囲内において行う。 (1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱 ● 一体当たり、大人 215,200 円、小人 172,000 円以内
期間	● 災害発生の日から 10 日以内
救助の種類	● 死体の搜索
対象	● 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
支出費用	● 舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費。
期間	● 災害発生の日から 10 日以内
救助の種類	● 死体の処理
対象	● 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。
支出費用	● 次の範囲内において行う。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 ● 検案は、原則として救護班によって行う。 ● 費用は、次に掲げるところによる。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり 3,500 円以内。 (2) 死体の一時保存のための費用 ・ 死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費 ・ 既存の建物を利用できない場合は一体当たり 5,400 円以内。 ・ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 (3) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の通常の実費の額以内。
期間	● 災害発生の日から 10 日以内
救助の種類	● 障害物の除去
対象	● 災害によつて居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行う。
支出費用	● ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たりの平均が 137,900 円以内。
期間	● 災害発生の日から 10 日以内

救助の種類	● 輸送費及び賃金職員等雇上費
対象	● 災害によって居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行う。
支出費用	● 次に掲げる措置に要する費用とし、当該地域における通常の実費とする。 (1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 災害にかかった者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分
期間	● 知事が当該救助の実施を必要と認める期間以内
救助の種類	● 実費弁償の額の限度
対象	● 災害救助法施行令第四条第一号から第四号までに規定する者。
支出費用	● 日当 (1) 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,400 円以内 (2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 16,200 円以内 (3) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 16,400 円以内 (4) 救急救命士 1人1日当たり 14,000 円以内 (5) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,700 円以内 (6) 大工 1人1日当たり 28,000 円以内 (7) 左官 1人1日当たり 26,500 円以内 (8) とび職 1人1日当たり 26,500 円以内 ● その他、超過勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## [通信施設等]

## 3-1 利用可能な他の通信施設

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第4節 第1、第2章 第4節 第1

設置機関	設置場所	電話	呼出名称	電波形式
(有線) 石川警察署 石川駅	字長久保 185-2 字当町 223	26-2191 26-2638		
(無線) 県衛星通信ネットワーク " " 町広報無線 石川警察署 石川消防署 マルイチ牡丹タクシー	字長久保 185-4(町役場) " " " " 字長久保 185-2 字当町 297-1 字長久保 181-8	3 5 2 1 3 4 7 - 0 1  26-2191 26-3161 26-0001	石川町 " " 防災石川広報  須消石川	F 3 E 衛星 16K0F1B  F 3 E F 3 E



## [自衛隊派遣・緊急輸送関係]

## 4-1 ヘリコプター発着可能地点

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第9節 第2、第2章 第15節 第5

施設名	管理者名	所在地	連絡先	面積㎡	備考
町民グラウンド（野球場）	教育長	字関根 234	26-1451	12,716	
母畑レークサイドセンター グラウンド	町長	母畑字梅木入 71-8	26-3986	9,100	
総合体育館前駐車場	町長	字渡里沢 296-8	26-8038	7,604	
沢井地区防災広場 (R4 整備予定)	町長	字藤沢 9 5 - 1 3			

## 4-2 自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第1節 第3、第2章 第11節

施設名	管理者名	所在地	連絡先	収容能力	備考
母畑レークサイドセンター	町長	母畑字梅木入 71-8	26-3986	150	

## 4-3 物資の集積拠点

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第12節 第1・第3、第2章 第20節 第2・3

食品の集積、保管場所調

建物名称	所在地	連絡先	備考
総合体育館	字渡里沢 296-8	26-8038	
勤労青少年ホーム	字当町 418-1	26-0475	
中谷自治センター	双里字神主 34-1	26-1457	
山橋自治センター	南山形字中野沢 55	26-1065	
沢田自治センター	沢井字大池下 77-1	26-0696	
母畑自治センター	母畑字小田口 43	26-1593	
野木沢自治センター	中野字水無 59	26-4939	

## 4-4 町各部の車両保有数

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第9節 第3、第2章 第15節 第3

町各部の車両保有数

所属	車両台数	備考
総務部	13	消防指令車(1)、軽トラック(1)を含む
避難対策部	7	軽トラック(3)を含む
調査部	3	
救援対策部	15	軽トラック(1)、老人ホーム(3)を含む
建設農政部	8	ダンプ(1)、軽トラック(1)を含む
水道部	4	トラック(1)、浄水場配置(1)を含む
教育部	4	ダンプ(1)を含む
小型バックホー	1	
小型除雪車	1	
マイクロバス	3	
公用消防車	29	消防団各分団に配備
計	88	

## [避難関係]

## 5-1 指定緊急避難場所

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第10節 第2、第2章 第12節 第1

NO	名称	所在地	面積 ㎡	収容人数 (人)	指定基準		
					洪水	土砂災害	備考
(石川地区) 11箇所							
1	第一保育所広場	字古館 178	3,124	1,000	○	○	
2	県立石川高等学校校庭	字高田 200	16,572	5,500	○	△	急傾斜
3	文教福祉複合施設(モトガッコ)広場	字関根 165	6,479	2,150	△	△	浸水・土石流
4	文教福祉複合施設(モトガッコ)駐車場	〃	6,943	2,300	△	△	浸水・土石流
5	旧々石川小学校グラウンド	字関根 1	6,320	2,100	○	△	急傾斜
6	町民野球場	字関根 234	7,850	2,600	○	△	土石流
7	勤労青少年ホーム駐車場	字当町 418-1	1,128	350	○	○	
8	総合体育館前駐車場	字渡里沢 296-8	7,604	2,500	○	○	
9	総合体育館多目的広場	〃	14,560	4,850	○	○	
10	まちなか駐車場	字下泉 153-2	2,319	750	△	△	浸水・急傾斜
11	旧外楨保育所広場	字梁瀬 478	3,096	1,000	○	○	
(沢田地区) 5箇所							
12	沢田小学校校庭	沢井字上ノ原 75	8,355	2,750	○	○	
13	沢田自治センター広場	沢井字上ノ原 100	2,500	800	○	○	
14	赤羽公園	赤羽字風呂沢地内	900	300	○	○	
15	安産地蔵広場	新屋敷字新覚地内	1,600	500	○	○	
16	沢井地区防災広場	沢井字藤沢地内	5,700	1,900	○	○	
(山橋地区) 2箇所							
17	山橋自治センター駐車場	南山形字中野沢 55	826	250	○	○	
18	旧南山形小学校校庭	板橋字八升蒔 25	10,676	3,550	○	○	
(中谷地区) 3箇所							
19	石川中学校校庭	双里字川向 165	28,033	9,300	○	△	土石流
20	中谷自治センター広場	双里字神主 34	1,350	450	△	○	浸水
21	旧中谷第二小学校校庭	中田字八又 396	9,569	3,150	○	○	
(母畑地区) 3箇所							
22	旧母畑小学校校庭	母畑字樋田 60	3,808	1,250	○	△	土石流
23	母畑自治センター駐車場	母畑字小田口 43	600	200	○	○	
24	母畑レークサイドセンターグラウンド	母畑字梅木入 71-8	15,600	5,200	○	○	
(野木沢地区) 3箇所							
25	野木沢小学校校庭	曲木字燈籠場 5	4,900	1,600	○	○	
26	野木沢保育所広場	曲木字燈籠場 7	1,800	600	○	○	
27	野木沢自治センター広場	中野字水無 59	4,700	1,550	○	○	

※ 面積÷3㎡端数50未満切捨て(単位:人) ※ 凡例:立地条件(○=適 △=区域指定あり)

## 5-2 指定一般避難所一覧

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第10節 第3、第2章 第13節 第1

NO	名称	所在地	面積 ㎡	管理者	収容人数(人)	電話番号	指定基準			
							洪水	土砂災害	地震	備考
(石川地区) 7箇所										
1	県立石川高等学校体育館	字高田 200-1	1,256	学校長	400	26-1656	○	○	○	
2	総合体育館	字渡里沢 296-8	2,197	施設長	700	26-8038	○	○	○	
3	文教福祉複合施設 (モトガッコ)	字関根 165	750	施設長	250	26-2566	△	△	○	浸水 土石流
4	町体育館	〃	976	施設長	300	26-2566	△	△	○	浸水 土石流
5	共同福祉施設	字関根 1-1	1,155	施設長	350	26-3211	△	○	○	浸水
6	勤労青少年ホーム	字当町 418-1	737	施設長	200		○	○	○	
7	保健センター	字渡里沢 37-5	658	センター長	200	26-3793	○	○	○	
(沢田地区) 3箇所										
8	沢田自治センター (体育館含)	沢井字上ノ原 32	1,580	センター長	500	26-0696	○	○	○	
9	川井地区集会場	沢井字川井 225	193	施設長	50		○	○	○	
10	沢田小学校体育館	沢井字上ノ原 75	684	学校長	200	26-2257	○	○	○	
(山橋地区) 1箇所										
11	山橋自治センター (体育館含)	南山形字中野沢 55	436	センター長	100	26-1065	○	○	○	
(中谷地区) 4箇所										
12	中谷自治センター (体育館含)	双里字神主 34-1	1,400	センター長	450	26-1457	△	○	○	浸水
13	石川中学校体育館	双里字川向 165	2,038	学校長	650	26-2315	○	○	○	
14	石川町武道館	双里字川向 91-1	933	施設長	300	26-1461	○	○	○	
15	旧中谷第二小学校体育館	中田字八又 396-1	819	施設長	250		○	○	○	
(母畑地区) 3箇所										
16	母畑自治センター	母畑字小田口 43	365	センター長	100	26-1593	○	○	△	耐震
17	旧母畑小学校体育館	母畑字樋田 60	633	施設長	200		○	△	○	土石流
18	母畑レークサイドセンター体育館	母畑字梅木入 71-8	760	施設長	250	26-3986	○	○	○	
(野木沢地区) 2箇所										
19	野木沢自治センター	中野字水無 59	404	センター長	100	26-4939	○	○	△	耐震
20	野木沢小学校体育館	曲木字燈籠場 5	1,025	学校長	300	26-1624	○	○	○	

※ 面積÷3㎡端数50未満切捨て(単位:人)

※ 凡例:立地条件(○=適 △=区域指定あり、建築基準)

## 5-3 一時避難所

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第10節 第4、第2章 第13節 第1

NO	名称	所在地	面積 m <sup>2</sup>	管理者	収容人数 (人)	指定基準			
						洪水	災害砂	地震	備考
(石川地区) 9箇所									
1	北町むつみ会館	字古館 183	172	行政区	50	△	○	H08	浸水
2	三芦集会所	字高田 270	215	行政区	70	△	○	S43	浸水
3	南町自治会館	字南町 36	130	行政区	40	△	○	S25	浸水
4	馬場町集会所	字立ヶ岡 496	80	行政区	20	△	○	S42	浸水
5	当町集会所	字当町 82-1	111	行政区	30	△	○	S52	浸水
6	王子平集会所	字王子平 380	122	行政区	40	○	○	H13	
7	和久集会所	字和久 246-2	94	行政区	30	○	○	S59	
8	新屋敷集会所	字新屋敷 22-1	69	行政区	20	○	○	H26	
9	新田ふれあいセンター	字前ノ内 119-1	221	行政区	50	○	○	H08	
(沢田地区) 7箇所									
10	赤羽集会所	赤羽字浦 26	151	行政区	50	○	○	S50	
11	上沢井公民館	沢井字深谷 51-2	111	行政区	30	○	○	S62	
12	下沢井公民館	沢井字打出 127-1	129	行政区	40	○	○	S43	
13	大池集会所	沢井字十三塚 34-74	164	行政区	50	○	○	S52	
14	古内集会所	沢井字後原 119	215	行政区	50	○	○	S53	
15	新屋敷農業振興会館	新屋敷字新覚 42-1	161	行政区	50	○	○	S51	
16	鳥内振興会館	新屋敷字屋敷下 111-1	154	行政区	50	○	○	S58	
(山橋地区) 4箇所									
17	山形研修集会所	山形字須沢 372	180	行政区	50	○	○	S55	
18	北山形研修集会所	北山形字脇内 70-4	115	行政区	30	○	○	S54	
19	南山形集会所	南山形字中ノ沢 91-1	141	行政区	40	○	○	H09	
20	板橋ふれあいセンター	板橋字八升蒔 32-1	522	行政区	150	○	○	S49	
(中谷地区) 5箇所									
21	背戸山交流センター	形見字漆方 58	104	行政区	30	○	○	H23	
22	谷沢公会堂	谷沢字堀ノ内 72	249	行政区	50	○	△	S53	急傾斜
23	坂路公会堂	坂路字馬場宿 120	164	行政区	50	○	△	H20	土石流
24	谷地公会堂	谷地字関本 39-1	121	行政区	40	○	○	S36	
25	中田区会事務所	中田字大塚 256	273	行政区	50	○	○	S53	
(母畑地区) 3箇所									
26	上母畑研修集会所	母畑字七森 11-1	132	行政区	40	○	○	S53	
27	北山研修集会所	北山字羽貫田 230-1	132	行政区	40	○	○	S54	
28	湯郷渡公会堂	湯郷渡字二百畑 20-3	145	行政区	40	○	○	S53	
(野木沢地区) 2箇所									
29	曲木研修集会所	曲木字広久保 171-2	181	行政区	50	○	○	S57	
30	塩沢農業構造改善センター	塩沢字佐武内 89	231	行政区	50	○	○	S62	

※ 面積÷3 m<sup>2</sup>端数50未満切捨て(単位:人)

※ 凡例:立地条件(○=適 △=区域指定あり) 地震=建築・改修年度

## 5-4 指定福祉避難所

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第16節 第3、第2章 第13節 第1

施設名	所在地	電話番号	収容可能人数(人)	備考
特別養護老人ホームさくら荘	南山形字中野沢 54	26-1100	20	
介護老人保健施設オルキス	沢井字西ノ作 89-40	26-3030	5	
桜が丘学園	字猫啼 359-1	26-2003	10	
桜が丘学園愛生園	字猫啼 359-1	26-2094	10	
桜が丘学園石川共生園	塩沢字割田作 34-123	26-0315	10	

## [救援物資・資機材関係]

## 6-1 町営水道の補給水利の現況

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第12節 第2、第2章 第20節 第1

種別	施設名称	所在地	連絡先	給水方法	備考
浄水場	母畑浄水場	湯郷渡字米子平 404	町水道事業所 26-1502	給水栓	配水池貯水容量 (満水時) 2,550トン
配水池	曲木配水池	曲木字馬城免 103	町水道事業所 26-1502	給水栓	〃 800トン
浄水場	赤羽浄水場	赤羽字長原 1-111	町水道事業所 26-1502	給水栓	〃 452トン



## 6-2 町営応急給水資機材保有状況一覧

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第12節 第2、第2章 第20節 第1

品名	容量	個数
ポリ容器	18 リットル	5
ポリ容器	20 リットル	16
ポリタンク	500 リットル	9
ステンレス製タンク	500 リットル	1
ポリタンク	1,000 リットル	10

## 6-3 町公共施設AED設置場所一覧

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第11節 第1

【令和3年7月1日現在】

施設名	所在地	電話番号	台数	設置箇所
石川自治センター	石川町字南町 36	26-1554	1	事務室
山橋自治センター	石川町大字南山形字中野沢 55	26-1065	1	事務室
中谷自治センター	石川町大字双里字神主 34-1	26-1457	1	事務室
沢田自治センター	石川町大字沢井字上ノ原 32	26-0696	1	事務室
母畑自治センター	石川町大字母畑字小田口 43	26-1593	1	事務室
野木沢自治センター	石川町大字中野字字水無 59	26-4939	1	事務室
温水プール	石川町大字双里字川向 2-2	26-5884	1	事務室
総合体育館	石川町字渡里沢 296-8	26-8038	1	事務室
勤労青少年ホーム	石川町字当町 418-1	26-0475	1	1階ロビー
石川小学校	石川町大字双里字川向 2-1	26 - 3335	1	職員室
沢田小学校	石川町大字沢井字上ノ原 75	26 - 2257	1	保健室
野木沢小学校	石川町大字曲木字燈籠場 5	26 - 1624	1	職員室
石川中学校	石川町大字双里字川向 165	26 - 2315	1	職員室
第一保育所	石川町字古館 143-1	26 - 2320	1	玄関ロビー
第二保育所	石川町字松木下 62-1	26 - 1387	1	玄関ロビー
野木沢保育所	石川町大字曲木字燈籠場 7	26 - 1622	1	玄関ロビー
沢田児童館	石川町大字沢井上ノ原 32	26 - 0697	1	事務室
石川町社会福祉協議会	石川町字渡里沢 37-5	26 - 3793	1	事務室
母畑レークサイドセンター	石川町大字母畑字梅木入 71-8	26-3986	1	玄関ロビー
石川町文教福祉複合施設	石川町字関根 165	26-2566	1	事務室

## [災害危険箇所等]

## 7-1 土砂災害警戒区域の指定箇所 [土石流]

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第5節 第1、第2章 第8節 第2

令和2年12月22日現在

住所	区域名	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
板橋字高原	岩棚	警戒区域	福島県告示第705号	平成29年10月27日
板橋字水鏡	茅刈場	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第705号	平成29年10月27日
大室	下泉沢-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第657号	平成24年12月28日
大室	下泉沢-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第657号	平成24年12月28日
大室	大室沢	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第657号	平成24年12月28日
大室	薬王寺沢	警戒区域	福島県告示第657号	平成24年12月28日
形見形見	形見	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第657号	平成24年12月28日
形見形見	形見沢	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第657号	平成24年12月28日
形見形見	古市場	警戒区域	福島県告示第657号	平成24年12月28日
形見形見	明内沢	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第657号	平成24年12月28日
形見字漆方	漆方	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第705号	平成29年10月27日
形見字借宿	借宿	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第705号	平成29年10月27日
形見字大工内	尾巻沢-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
形見字大工内	尾巻沢-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
形見字大工内	尾巻沢-3	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
形見字尾巻	尾巻1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第705号	平成29年10月27日
形見中屋敷	中屋敷沢	警戒区域	福島県告示第657号	平成24年12月28日
形見尾巻	大工内-1	警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
形見尾巻	大工内-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
北山関場	関場1	警戒区域	福島県告示第553号	平成23年11月18日
北山関場	関場2	警戒区域	福島県告示第553号	平成23年11月18日
北山字矢津	矢津	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第705号	平成29年10月27日
境ノ内	境ノ内1	警戒区域	福島県告示第553号	平成23年11月18日
境ノ内	境ノ内2	警戒区域	福島県告示第553号	平成23年11月18日
境ノ内	境ノ内3	警戒区域	福島県告示第553号	平成23年11月18日

住所	区域名	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
坂路字五百目	五百目	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
坂路字五百目	馬場宿	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
坂路字反田	野出内沢 1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
坂路川平	川平 1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 595 号	平成 23 年 12 月 16 日
坂路川平	川平 2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 595 号	平成 23 年 12 月 16 日
坂路川平	川平 3	警戒区域	福島県告示第 595 号	平成 23 年 12 月 16 日
坂路川平	川平 4	警戒区域	福島県告示第 595 号	平成 23 年 12 月 16 日
坂路馬場宿	飛鳥川	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 595 号	平成 23 年 12 月 16 日
坂路野出内	野出内沢	警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
塩沢字林坂	林坂 2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 211 号	平成 27 年 3 月 27 日
下泉	下泉	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
関根	関根	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
双里桜町	桜町	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
双里字川向	谷津前- 1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
双里字川向	谷津前- 2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
双里字川向	谷津前- 3	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
双里字川向	谷津前- 4	警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
双里字川向	谷津前- 5	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
双里字川入	川入	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
双里字谷津	谷津 1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
双里七鍬石	七鍬石 1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
双里七鍬石	七鍬石 2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
双里七鍬石	七鍬石沢	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
双里双里	双里 1	警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
双里双里	双里沢	警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
双里谷津前	谷津沢	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
双里白坂下	白坂下沢	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
中田字下三森	下三森	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
中田字下矢造	下矢造 1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
中田字下矢造	下矢造 2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
中田字高柴	高柴	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
中田字十文字	十文字	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日

住所	区域名	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
中田上矢造	上矢造 1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 595 号	平成 23 年 12 月 16 日
中田上矢造	上矢造 2	警戒区域	福島県告示第 595 号	平成 23 年 12 月 16 日
猫啼	猫啼 1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
猫啼	猫啼 2	警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
猫啼	猫啼沢	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 326 号	平成 23 年 6 月 28 日
母畑字八升蒔	八升蒔	警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
母畑清水作	清水作	警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
母畑湯前	湯前	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 595 号	平成 23 年 12 月 16 日
母畑樋田	樋田 1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
母畑樋田	樋田沢	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
谷沢京賀ノ内	京賀ノ内沢-1	警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷沢京賀ノ内	京賀ノ内沢-2	警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷沢京賀ノ内	京賀ノ内沢-3	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷沢坂ノ下	坂ノ下 1	警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷沢字下ノ内	下ノ内沢	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
谷沢字戸賀	戸賀	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
谷沢字後作	後作沢-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 488 号	平成 27 年 6 月 30 日
谷沢字後作	後作沢-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 488 号	平成 27 年 6 月 30 日
谷沢字後作	後作沢-3	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 488 号	平成 27 年 6 月 30 日
谷沢字星ヶ入	星ヶ入	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
谷沢字中平	名乗川-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 488 号	平成 27 年 6 月 30 日
谷沢字中平	名乗川-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 488 号	平成 27 年 6 月 30 日
谷沢字中平	名乗川-3	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 488 号	平成 27 年 6 月 30 日
谷沢字馬場ノ内	明神沢	警戒区域	福島県告示第 488 号	平成 27 年 6 月 30 日
谷沢寺坂	堤ノ内 1-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷沢寺坂	堤ノ内 1-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷沢太夫内	太夫内沢-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷沢太夫内	太夫内沢-2	警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷沢太夫内	太夫内沢-3	警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷沢竹ノ下	坂ノ下 2	警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
屋敷ノ入	下屋敷入沢-1	警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
屋敷ノ入	下屋敷入沢-2	警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日

住所	区域名	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
屋敷ノ入	上屋敷入沢	警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
屋敷ノ入	天狗ノ入沢	警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
谷地字新屋敷	新屋敷	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
谷地字竹ノ花	竹ノ花沢-1	警戒区域	福島県告示第 211 号	平成 27 年 3 月 27 日
谷地字竹ノ花	竹ノ花沢-2	警戒区域	福島県告示第 211 号	平成 27 年 3 月 27 日
谷地字竹ノ花	竹ノ花沢-3	警戒区域	福島県告示第 211 号	平成 27 年 3 月 27 日
谷地字竹ノ内	竹ノ内沢	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
湯郷渡字前ノ内	前ノ内	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
湯郷渡湯坂	湯坂 1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
湯郷渡湯坂	湯坂 2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
湯郷渡米子平	米子平	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 595 号	平成 23 年 12 月 16 日

## 7-2 土砂災害警戒区域の指定箇所 [急傾斜地の崩壊]

計画書本編：一般災害対策編 第 1 章 第 5 節 第 1、第 2 章 第 8 節 第 2

令和 2 年 12 月 22 日現在

住所	区域名	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
大室	大室	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
大室	大室-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
大室	大室-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
大室	大室-3	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
形見字尾巻	尾巻	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
北町	北町	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
坂路字反田	反田	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 543 号	令和 2 年 8 月 28 日
坂路馬場宿	馬場宿-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
坂路馬場宿	馬場宿-2	警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
下泉	下泉-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
下泉	下泉-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
下泉	下泉-3	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
下泉	下泉-4	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
新町	新町-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 103 号	平成 24 年 3 月 2 日
新町	新町-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 103 号	平成 24 年 3 月 2 日
双里宮ノ前	宮ノ前	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日

住所	区域名	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
双里桜町	桜町-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
双里桜町	桜町-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
双里桜町	桜町 2 号	警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
双里本宮	本宮-1	警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
双里本宮	本宮-2	警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
高田	高田-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
高田	高田-2	警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
高田	高田-3	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
高田	高田-4	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
立ヶ岡	立ヶ岡	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
中田字下矢造	下矢造 1 号	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
中田字下矢造	下矢造 2 号	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
中田字入山	入山	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
中田内出	矢ノ目田	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
母畑字樋ノ口	樋ノ口	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
母畑字堀ノ内	堀ノ内	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
母畑樋田	樋田 1 号-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
母畑樋田	樋田 1 号-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
母畑樋田	樋田 1 号-3	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
松木下	松ノ木下	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
南町	南町-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
南町	南町-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
南山形字笹目田	中屋敷	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
南山形字堂ノ上	堂ノ上	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
谷沢京賀ノ内	京賀ノ内	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷沢戸賀	戸賀	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷沢寺坂	寺坂-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷沢寺坂	寺坂-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷沢寺坂	寺坂-3	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷地伊勢房内	伊勢房内-1	警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷地伊勢房内	伊勢房内-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷地伊勢房内	伊勢房内-3	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日

住所	区域名	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
谷地字竹ノ花	竹ノ花	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
谷地竹ノ花	竹ノ花-1	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
谷地竹ノ花	竹ノ花-2	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 657 号	平成 24 年 12 月 28 日
湯郷渡字湯坂	湯坂	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 705 号	平成 29 年 10 月 27 日
渡里沢	当町	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 326 号	平成 23 年 6 月 28 日

### 7-3 土砂災害警戒区域の指定箇所 [地すべり]

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第4節 第1、第2章 第8節 第2

令和2年12月22日現在

住所	区域名	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
立ヶ岡	立ヶ岡	警戒区域	福島県告示第 543 号	令和 2 年 8 月 28 日
中田字内出	内出	警戒区域	福島県告示第 543 号	令和 2 年 8 月 28 日
山形字須沢	須沢	警戒区域	福島県告示第 543 号	令和 2 年 8 月 28 日



## 7-4 主な河川

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第4節 第1、第2章 第7節 第3

河川名	級種別	町内流域距離	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	水量票の位置	量水票の名称
阿武隈川	1級	7, 850m	2.4m	3.8m	大字中野字七郎内	明神橋
今出川		12, 500m	2.8m	3.0m	字高田	石川
〃		3, 150m	2.8m	3.0m	字猫啼	猫啼
北須川		7, 750m	—	—	大字母畑字米子平	北須川
社川		7, 870m	2.4m	2.8m	字王子平	王子平
〃		78, 700m	—	—	字原	小金石
飛鳥川		3, 200m	—	—		

※今出川については、北須川合流点までと社川合流点までに分けて掲載

## 重要水防区域

水系名	河川	担当 事務所	担当水防 管理 団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 の別	市町村	大字	字
阿武隈川	今出川	石川土木	石川町	石川分団	両岸	石川町		新町
阿武隈川	今出川	石川土木	石川町		両岸	石川町	双里	神主
阿武隈川	北須川	石川土木	石川町	母畑分団	両岸	石川町	北山	関場
阿武隈川	飛鳥川	石川土木	石川町		両岸	石川町	谷沢	馬場尻

## [要配慮者利用施設]

## 8-1 医療機関

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第5節 第1、第2章 第8節 第2

令和3年9月1日現在

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水	土砂災害警戒区域	病床数	備考
1	石川中央医院	字新町 55	26-2024	○	—	—	
2	大野診療所	字下泉 171	26-2615	○	○	—	
3	添田医院	湯郷渡字米子平 192	26-2538	○	—	—	
4	田中内科医院	字立ヶ岡 50	26-3333	○	—	—	
5	とりごえ整形外科クリニック	形見字尾巻 184-1	26-5050	—	○	—	
6	ひらた中央病院 附属中島医院	字新町 46-1	26-3415	○	—	—	
7	やまもと内科クリニック	双里字白坂下 75-3	26-8311	—	—	—	
8	大竹眼科	字新町 44-2	26-4118	○	—	—	

## 8-2 社会福祉施設

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第5節 第1、第2章 第8節 第2

## (1) 老人福祉施設

令和3年9月1日現在

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水	土砂災害警戒区域	定員	備考
1	特別養護老人ホーム さくら荘	南山形字中野沢 54	26-1100	—	○	80	
2	いしかわりハビリテーション・ケアセンター	字新町 46-1	26-1156	○	—	29	
3	介護老人保健施設 オルキス	沢井字西ノ作 89-40	26-3030	—	—	100	

## (2) 障害者支援施設

令和3年9月1日現在

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水	土砂災害警戒区域	定員	備考
1	桜が丘愛生園	字猫啼 359-1	26-2003	—	○	30	
2	石川共生園	塩沢字割田作 34-123	26-0315	—	—	50	
3	愛恵自立支援センター	字古館 321	26-1277	○	—	18	
4	多機能型事務所愛の郷	中野字鍛冶内 231-6	57-9580	—	—	10	

## (3) 児童福祉施設

令和3年9月1日現在

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水	土砂災害警戒区域	定員	備考
1	福島県立石川支援学校	字猫啼 360-3	26-5544	—	—	—	
2	エンジェル園	字新町 80-1	26-9988	○	—	8	
3	プレップスクール石川	双里字本宮 56-8	57-7666	○	○	—	

## (4) その他社会福祉施設

令和3年9月1日現在

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水	土砂災害警戒区域	定員	備考
1	デイサービスセンター いしかわ	字新町 98-1	26-8400	○	—	70	
2	南東北春日リハデイ 石川	字屋敷入 12	56-3711	○	○	44	
3	デイサービスセンター まつたや	字長久保 92-1	26-1855	—	—	18	
4	グループホーム クローバーいしかわ	湯郷渡字湯坂 39-1	26-5222	○	○	18	

## 8-3 学校

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第5節 第1、第2章 第8節 第1-3

## (1) 保育施設

令和3年9月1日現在

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水	土砂災害警戒区域	定員	備考
1	第一保育所	字古館 143-1	26-2320	—	—	120	
2	第二保育所	字松木下 62-1	26-1387	○	—	90	
3	野木沢保育所	曲木字燈籠場 7	26-1622	—	—	45	
4	沢田児童館	沢井字上ノ原 32	26-0697	—	—	—	
5	石川文化幼稚園・クローバー保育園	字当町 67-2	26-2061	○	—	150	
6	やどかり保育園	形見字尾巻 188-1	26-2606	—	○	19	
7	いしかわツリートップ保育園	字鹿ノ坂 2	57-5550	○	—	14	

## (2) 小学校

令和3年9月1日現在

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水	土砂災害警戒区域	定員	備考
1	石川小学校	双里字川向 2-1	26-3335	—	—	—	
2	沢田小学校	沢井字上ノ原 75	26-2257	—	—	—	
3	野木沢小学校	曲木字燈籠場 5	26-1624	—	—	—	

## (3) 中学校

令和3年9月1日現在

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水	土砂災害警戒区域	定員	備考
1	石川中学校	双里字川向 165	26-2315	—	○	—	
2	石川義塾中学校	字大室 502	26-5151	○	○	—	

## (4) 高等学校

令和3年9月1日現在

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水	土砂災害警戒区域	定員	備考
1	石川高等学校	字高田 200-1	26-1656	—	○	—	
2	私立石川高等学校	字大室 502	26-5151	○	○	—	

## [災害報告等関係]

## 9-1 被害情報報告一覧

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第3節 第2

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告	市 町 村 消 防 本 部 支 部 総 務 班 部 門 担 当 部 防 災 関 係 機 関	<p>県等が広域的に応急対策を行うために必要な次の重要かつ緊急性のある情報（部分情報、未確認情報も可）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人的被害</li> <li>2 住家被害（全壊・半壊・床上浸水）</li> <li>3 公共施設等被害</li> <li>4 危険物施設被害（爆発・漏洩等）</li> <li>5 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）</li> <li>6 輸送関連施設被害</li> <li>7 ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）</li> <li>8 火災（地震による火災発生の場合に限る。） *上記 1～8 に係る被害の発生・拡大の見込み、応急対策の状況、復旧見込等を含む。</li> <li>9 避難状況、救護所開設状況</li> <li>10 災害対策本部設置等の状況</li> <li>11 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの</li> </ol>	<p>①覚知後直ちに</p> <p>②第1報の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]</p>

報告の種類		報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害 総括 報告	定時報告	市 町 村	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置職員配備、住民避難等の状況	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [端末入力]
	確定時報告		同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから正確を期すること。 1 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害額情報 各市町村内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	災害年報		4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害詳細報告	市 町 村	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [端末入力又はFAX]
	部門担当部	農林、水産、土木、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について定時に報告	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [端末入力又はFAX]
	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	① 同上 ② 同上 [電話、FAX]

## 9-2 被害認定基準

## 計画書本編：一般災害対策編 第2章 第3節 第2

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で住所不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。
		（重傷）1ヶ月以上の治療を要する見込の者 （軽傷）1ヶ月未満で治療のできる見込の者。
住家の被害	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として取り扱う。）
	全壊	住家が滅失したもので、具体的に住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく少ないものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住居以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、該当部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。



## [様式]

## 10-1 様式一覧

## [1. 救護班診療記録等]

- 様式1-1 救護班の編成及び活動記録
- 様式1-2 救護班診療記録
- 様式1-3 医薬品衛生材料受払簿
- 様式1-4 救護班医薬品衛生材料使用簿
- 様式1-5 病院診療所医療実施状況

## [2. 自衛隊等]

- 様式2-1 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）
- 様式2-2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）
- 様式2-3 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書

## [3. 緊急通行車両等の確認及び事前届け出事務手続き等]

- 様式3-1 緊急通行車両等事前届出証・届出済証（第1号様式）
- 様式3-2 緊急通行車両等確認申請書（第3号様式）
- 様式3-3 規定する標章（第4号様式）
- 様式3-4 緊急通行車両確認証明書（第5号様式）

## [4. 災害救助用米穀の引渡要請書等]

- 様式4-1 災害救助用米穀の引渡要請書
- 様式4-2 政府所有主要米穀売買契約書

## [5. 救援物資等]

- 様式5-1 救援物資受領書
- 様式5-2 災害時緊急物資供給要請書
- 様式5-3 災害時物資引渡要請書

## [6. 死体搜索状況記録簿等]

- 様式6-1 死体搜索状況記録簿
- 様式6-2 死体処理台帳
- 様式6-3 埋葬台帳

## [7. 罹災関連]

- 様式7-1 罹災証明書
- 様式7-2 罹災台帳

## [8. 公用負担書等]

- 様式8-1 公用負担権限委任証明書
- 様式8-2 公用負担証書

## [9. 被害受信表等]

- 様式9-1 被害受信表

様式9-2 被害受信総括表

[10. 避難関連]

様式10-1 避難所別避難者一覧

様式10-2 避難者カード

[11. 市町村の報告様式]

様式11-1-1 災害緊急報告 [市町村]

様式11-2-1 災害総括報告

様式11-3 避難状況詳細報告

様式11-4 避難所・救護所開設状況報告

様式11-5-1 人的被害詳細報告

様式11-5-2 住家被害詳細報告

様式11-6 施設被害詳細報告

様式11-7 交通規制情報

様式11-8 火災発生状況報告

[12. その他様式等]

様式12-1 雇い上げ報告書

資料12-2 各部（課）職員動向表

様式12-3 義援金品受領書

[ 1. 救護班診療記録等]

様式 1-1 救護班の編成及び活動記録

計画書本編：一般災害対策編 第 2 章 第 14 節 第 2

期間	救護所の場所	診療患者数	死体検案数	班の編成	班長職氏名	備考

注 1 診療患者数欄は、延人員数を記入する。  
 2 班の編成欄は、職種ごとの人員を記入する。

## 様式 1 - 2 救護班診療記録

計画書本編：一般災害対策編 第 2 章 第 14 節 第 2

救護班名

班長・医師氏名

印

年月日	住 所	患者氏名	年齢	病 名	措置概要	備 考

### 様式 1-3 医薬品衛生材料受払簿

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第14節 第2

品名		単位呼称				
年月日	摘要	受	払	残	備考	
	計					

- 注 1 品名ごとに作成する。
- 2 摘要欄は、購入先又は受入先及び払出先を記入する。
- 3 備考欄は、購入金額及び内訳を記入する。

### 様式 1-4 救護班医薬品衛生材料使用簿

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第14節 第2

救護班名

班長・医師氏名

印

医薬品衛生 器材料品名	単位呼称	単価	摘 要	救護班名			備 考
				受	払	残	
計							

- 注 1 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにする。
- 2 摘要欄は、受入先及び払出先を記入する。
- 3 備考欄は、払高数量（使用料）に対する金額を記入する。

## 様式1-5 病院診療所医療実施状況

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第14節 第2

様式1-5 病院診療所医療実施状況

所在地	診療機関名	診療期間	診療人員		診療報酬	金額	備考
			入院	通院	点数		

注 診療人員欄は、延人員数を記入する。

## [2. 自衛隊等]

## 様式2-1 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第11節 第1

御総第 号  
年 月 日

福島県知事 様

石川町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

## 記

## 1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

## 2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

## 3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域

(2) 活動内容

## 4 その他参考となるべき事項



## 様式2-2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第11節 第4

御総第 号  
年 月 日

福島県知事 様

石川町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付御総第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

## 記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

## 様式2-3 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第11節 第3

(表)

措置命令 通知書 措 置 署長 殿		年 月 日		
災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する 措置命令		第1項の規定により 第2項の規定により		
を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します。				
措 置		所属 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>		
1 日 時	年 月 日	午前 時 分 午後		
2 場 所				
3 (命令・措置)を行った者		所属 場所		
4	命令の 場 合	命 令 を 受 け た 者	住 所	
		氏 名		
		番号標に表示されている番号		
	措置の 場 合	措置に係る 物件の (占有者 ・所有者 ・管理者)	住 所	
			氏 名	
			番号標に表示されている番号	
5 (命令・措置)の内容				

(裏)

6 (命令・措置) を行った場所の前後の状況	
7 備 考	
<p>備考 1 6には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。</p> <p>2 ( )内については、該当するものを○で囲むこと。</p> <p>3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。</p> <p>4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。</p>	

用紙の大きさは、A4とする。

## [ 3. 緊急通行車両等の確認及び事前届け出事務手続き等 ]

### 様式3-1 緊急通行車両等事前届出証・届出済証 (様式第1号)

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第9節 第3、第2章 第17節 第2

様式第1号 (第4関係)

106

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  年 月 日  福島県公安委員会  届出者住所 (電話) ( ) 局 番 氏名	災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  福島県公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号	(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。  2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、福島県公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。  3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者		住 所  (電話) ( ) 局 番
氏 名		氏 名
出 発 地		出 発 地
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

## 様式3-2 緊急通行車両返納届 (様式第2号)

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第9節 第3、第2章 第17節 第2

様式第2号 (第4、第5関係)

年 月 日

福島県公安委員会  
(交通規制課長)

返納者住所

氏 名

## 返 納 届

緊急通行車両等事前届出済証

下記の理由により、 を返納します。

規制除外車両事前届出済証

受理 (交付) 番 号	番号標に表示 されている番号	返 納 理 由	備 考

### 様式3-3 規制除外車両等事前届出証・届出済証 (様式第6号)

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第9節 第3、第2章 第17節 第2

様式第6号 (第5関係)

108

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  規制除外車両事前届出書  年 月 日  福島県公安委員会  届出者住所 (電話) ( ) 局 番 氏名	災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  第 号  規制除外車両事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  福島県公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号	(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事 態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交 通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、 警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。  2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、 汚損し、若しくは破損した場合には、福島県公安委員会 (警察 署経由) に届け出て再交付を受けてください。  3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途 (緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名)		
使用者		住 所  (電話) ( ) 局 番
氏 名		
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察署に提出してください。		

## 様式3-4 緊急通行車両等確認申請書 (様式第3号)

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第9節 第3、第2章 第17節 第2

( 警察署) 第 号

緊急通行車両等確認申請書		年 月 日
福島県知事 福島県公安委員会		申請者 住所
		氏名 印
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあつては 輸送人員または品名）		
使用者	住 所	(電話) ( ) 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

## 様式3-5 規定する標章(様式第3)

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第9節 第3、第2章 第17節 第2  
別記様式第3 (第6条関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



## 様式3-6 緊急通行車両確認証明書(様式第4)

計画書本編：一般災害対策編 第1章 第9節 第3、第2章 第17節 第2

別記様式第4(第6条関係)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
		知 事	印
		公安員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考用紙は、日本産業規格A5とする。

## [4. 災害救助用米穀の引渡要請書等]

## 様式4-1 災害救助用米穀の引渡要請書

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第20節 第2

※様式は、関東農政局通知から抜粋

平成	年	月	日	
農林水産省政策統括官 殿				
石川町長			印	
災害救助用米穀の引渡要請書				
<p>米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知（平成30年4月2日付け一部改正））第4章I第11の1に基づき、以下のとおり要請します。</p>				
引渡希望数 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

## 様式4-2 政府所有主要米穀売買契約書

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第20節 第2

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

## 政府所有主要米穀売買契約書

1 種類

2 数量

3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単価	金額	備考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合計										

## 内 訳

4 現品受渡場所

5 現品受渡期限 令和 年 月 日

6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）

7 代金納付期限 令和 年 月 日

8 買受目的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省政策統括官（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主用米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

(延納の特約)

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

(契約保証金・延納担保及び延納利息)

第2条 甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省政策統括官（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限まで

に、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

- 2 歳入徴収官は、特に必要があると認めるときは、前項の納付場所を指定することができる。

（現品の引渡し）

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙が発行する受領書を交換することによって行うものとする。

- 2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。
- 3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

（契約の内容に適合しない現品の交換）

第5条 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

- 2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。
- 3 乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

（保管料の負担区分）

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

（危険負担）

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、軒番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定したときは、それぞれの倉所、軒番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

（転売等の禁止）

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、賃借その他売買目的に反した処分をすることができない。

（契約の解除）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、この契約の条項に違反した場合。

（違約金）

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあつては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入通知書により納付しなければならない。

（延滞金）

第11条 乙は、買受代金又は公に納付すべき違約金（以下「元本」という。）について歳入徴収官が発行する納入通知書の納付期限までに納付しなかったときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあつては、年14.60パーセント、違約金にあつては、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によつてもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

（責任の免除）

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあつてもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によつて現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合。
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であつて、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

（期限の特則）

第13条 この契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

（調査、報告）

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わないときは、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

（協力義務）

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第16条 乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約に関して甲乙間に紛争が乗じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官  
農林水産省政策統括官 印

乙 住所  
氏名 印

## [5. 救援物資等]

## 様式5-1 救援物資受領書

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第20節 第3

受 領 書

区分	品 目	数量	区分	品 目	数量
(1) 寝 具			(5) 炊 事 用 具		
(2) 外 衣			(6) 食  器		
(3) 肌 着			(7) 日  用 品		
(4) 見 廻 品			(8) 光 熱 材 料		

上記のとおり受給しました

年 月 日

被災者

住所

氏名

## 様式5-2 災害時緊急物資供給要請書

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第20節 第3

## 災害時緊急物資供給要請書

様

石川郡石川町長

年 月 日発生の 災害に伴う被災者を救済するため、災害時における物資の供給に関する協定書第2条の規定により下記物資の供給を要請します。

記

事 項	内 容	
	品 名	数 量
引渡物資		
引渡の場所		
備 考		

引取者 課名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_



## 様式 5-3 災害時物資引渡要請書

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第20節 第3

様

石川郡石川町長

年 月 日発生 の 災害に伴う被災者を救済するため、災害時における物資の供給に関する協定書第2条の規定により下記物資の供給を要請します。

記

事 項	内 容	
	品 名	数 量
引き渡し物資		
引渡しの場所		
備 考		

引取者氏名 \_\_\_\_\_ 課 \_\_\_\_\_

## [ 6. 死体搜索状況記録簿等 ]

## 様式6-1 死体搜索状況記録簿

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第23節 第2

年月日	搜索地区	搜索死体	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者氏名		

## 様式6-2 死体処理台帳

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第23節 第3

死亡年月日	死亡原因	死体発見の日 時及び場所	死亡者		遺族		洗浄等の処置費			死体の一時保存 場所・期間	備考
			住所・氏名	年齢	住所・氏名	関係	品名	数量	金額		

## 様式6-3 埋葬台帳

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第23節 第4

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考	
			住所・氏名	年齢	関係	住所・氏名	棺（付属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨箱	計		

- 注 1 埋葬を行った者が、町長の場合は、備考欄に遺族名を記入する。  
 2 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨を備考欄に記入する。

## [7. 罹災関連]

## 様式7-1 罹災証明書

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第30節 第2

罹 災 証 明 書				証第	号
				年	月
				日	
世帯主住所					
氏 名					
罹 災 状 況	災害の原因				
	罹災の年月日				
	罹災の程度	1 家 屋	(1) 全壊 (焼)	(2) 流失	(3) 半壊 (焼)
			(4) 床上浸水	(5) 床下浸水	
	2 人 員	(1) 死亡	名	(2) 行方不明	名
		(3) 負傷	名		
世 帯 人 員	氏 名	続柄	年齢		
目 的					
上記のとおり、罹災したことを証明します。					
年 月 日					
福島県石川郡石川町長				印	

## 様式7-2 罹災台帳

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第30節 第2

罹災台帳

No. \_\_\_\_\_

災 害 名	
罹災年月日・時分	年 月 日 時 分
被災の原因	

世帯主住所・氏名				
罹 災 者	氏 名	続柄	年齢	備 考
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			

家屋被害

被害程度	全壊 流出	全焼 床上浸水	半壊 半焼 床下浸水	一部破損	一部焼損
避難応急措置等の状況					

人的被害

被害程度	死亡 ( ) 行方不明 ( ) 重傷 ( ) 軽傷 ( )
------	--

\* 罹災者名の番号を ( ) 内に記載する。

## [ 8. 公用負担書等 ]

### 様式 8 - 1 公用負担権限委任証明書

第 ○ 号
身 分
氏 名
右の者○○の区域における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任したることを証明する。
年 月 日
水防団長
水防管理者又は
消防機関の長
氏 名
㊞

### 様式 8 - 2 公用負担証書

公 用 負 担 証 書			
負 担 者		住 所	
		氏 名	
物 件 数 量	負 担 内 容	(使用収用処分等)	
	期 間	摘 要	
年 月 日			
	命 令 者 職 名	氏 名	㊞

## [9. 被害受信表等]

## 様式9-1 被害受信表

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第3節 第2

年 月 日

受信者氏名		受信時間	時	分
通報者	住 所	石川町		
	氏 名			
	電話番号			
被災場所 及び状況	住 所	石川町		
	目 標			
	河川・路線名			
	被災内容 がけ崩れ 浸水 道路崩壊 電線 看板 家屋倒壊 河川決壊 人のケガ その他 ( ) 延長L = m 高さH = m 法長SL = m			
処理内容				
動態図鑑位置	P	-	-	図面番号



## 様式9-2 被害受信総括表

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第3節 第2

被害受信総括表

年 月 日～

災害名 \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

番号	受信時間	通 報 者	被災場所	被災状況	処理内容	動態図鑑位置
	:	住所 氏名 電話				P - -
	:	住所 氏名 電話				P - -
	:	住所 氏名 電話				P - -
	:	住所 氏名 電話				P - -
	:	住所 氏名 電話				P - -
	:	住所 氏名 電話				P - -
	:	住所 氏名 電話				P - -

## [10. 避難関連]

## 様式10-1 避難所別避難者一覧

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第13節 第1

避難所別避難者一覧（災害名）

避難所名（）

No.	氏名	住所	電話番号	性別	年齢	避難日時	退所日時
1				男・女			
2				男・女			
3				男・女			
4				男・女			
5				男・女			
6				男・女			
7				男・女			
8				男・女			
9				男・女			
10				男・女			
11				男・女			
12				男・女			
13				男・女			
14				男・女			
15				男・女			
16				男・女			
17				男・女			

\* 事務処理欄

作成者氏名	備考

## 様式10-2 避難者カード

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第13節 第1

避難者カード

避難場所	
------	--

\* 同居家族全員を記入してください。

避難している場所	住 所			
<input type="checkbox"/> 体育館	避難日時	年 月 日 時 分	退所日	年 月 日
<input type="checkbox"/> その他	退所後住所		電 話	

氏 名	性別	年齢	避難の状況等	健康等	備考
ふりがな	男 ・ 女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所にいる (どこですか ) <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 要援護 <input type="checkbox"/> 死亡	
ふりがな	男 ・ 女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所にいる (どこですか ) <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 要援護 <input type="checkbox"/> 死亡	
ふりがな	男 ・ 女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所にいる (どこですか ) <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 要援護 <input type="checkbox"/> 死亡	
ふりがな	男 ・ 女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所にいる (どこですか ) <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 要援護 <input type="checkbox"/> 死亡	
ふりがな	男 ・ 女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所にいる (どこですか ) <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 要援護 <input type="checkbox"/> 死亡	

\* このカードは、安否確認の問合せや避難者名簿の作成に使用します。個人情報の保護の観点から本人が閲覧を認めているカードに限定しています。  閲覧  閲覧拒否

## [11. 市町村の報告様式]

## 様式11-1 災害緊急報告 [市町村]

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第13節 第1

## 災害緊急報告 [市町村]

第 報

月 日 時 分現在

災害種類		報告機関	
覚知日時	月 日 時 分覚知	報告者	TEL

※支部への報告 未 済

庁舎等の状況			
庁舎での執務	可 不可	備考	
防災無線使用	可 不可	電気	通常電源・非常電源・その他 [ ]
災害規模概況（人的被害及び住家被害に重点を置き記入すること）			
死傷者	□死者（ ）人 □行方不明者（ ）人 □負傷者（ ）人		
住家被害	□全壊（ ）棟 □半壊（ ）棟 □床上浸水（ ）棟		
【判明事項】	火災発生：□有 □無、延焼(可能性)：□有 □無、津波の発生：□有 □無		
応急対策の状況（当該災害に係る応急対策が充分であるかに留意して記入すること）			
消防、水防、救急・救助等 消防機関の活動状況			
県、他の市町村等への応援要請	未 済	要請内容	
		区域	
自衛隊の災害派遣要請	未 済	要請内容	
		区域	
ボランティアセンター設置状況	有 無		
ボランティアの活動状況			
その他関連事項			
措置情報			
災害対策本部設置（本部設置前名称： ）			
設置日時	月 日 時 分	出動人員	消防職員延べ 人 消防団員延べ 人
津波注意報・警報	①住民への伝達：市町村防災行政無線等（ 時 分）、広報車（ 台） ②沿岸パトロール：市町村車両（ 台）、消防関係車両（ 台）		
避難等	避難種別	指示 勧告 自主避難	理由
	避難日時	月 日 時 分	避難先
	避難地区名		世帯数（ 人）
	警戒区域の設定区域名		避難所 箇所開設、 世帯 人収容
	避難所状況		

注 覚知後、分かる範囲で迅速に報告することとし、詳細は以後判明の都度報告すること

様式11-2 災害総括報告

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第13節 第1

災害総括報告（その1）

第 報

月 日 時 分現在

Table with columns for disaster name, reporting agency, reporter, and TEL.

Table for report type (scheduled, confirmed scheduled) and a note about damage reporting standards.

Main table for disaster damage information, categorized by type of damage (human, housing, non-residential, etc.) and location (road, bridge, river, etc.).

Table for disaster response measures, including activation status, evacuation details, and fire safety measures.

※支部への報告未済

## 災害総括報告（その2）

第 \_\_\_\_\_ 報

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分現在

災 害 名		報告機関	
		報告者	TEL _____

報告の種類		定時報告		確定時報告	
-------	--	------	--	-------	--

区 分		被 害 額		被 害 の 内 訳 等	
公共施設被害額	公立文教施設		千円	国立分	
				県立分	
				市町村立分	
	農林水産業施設		千円	国管理分	
				県管理分	
			市町村管理分		
公共土木施設		千円	国管理分		
			県管理分		
			市町村管理分		
その他公共施設		千円	国管理分		
			県管理分		
			市町村管理分		
小 計		千円			
産業別被害額	農産被害		千円		
	林産被害		千円		
	畜産被害		千円		
	水産被害		千円		
	商工被害		千円		
	その他		千円		
	小 計		千円		
被 害 総 額		千円			

備考

定時報告時は本様式による報告は省略できるものとする

### 様式11-3 避難状況詳細報告

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第13節 第1

## 避難状況詳細報告

第 \_\_\_\_\_ 報

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分現在

災害名												
報告機関		報告者			TEL							
整理 番号	避難指示		警戒区域の設定		避難の状況			避難の理由	避難先	帰宅日 時	避難した 総世帯・ 人員数	通信欄
	種別	指示日時	有無	設定日時	地区名	避難日時	世帯・人員					
	指示・高齢者等 避難・自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	指示・高齢者等 避難・自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	指示・高齢者等 避難・自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	指示・高齢者等 避難・自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	指示・高齢者等 避難・自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	指示・高齢者等 避難・自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	指示・高齢者等 避難・自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	指示・高齢者等 避難・自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	指示・高齢者等 避難・自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	

### 様式11-4 避難所・救護所開設状況報告

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第13節 第1

## 避難所・救護所開設状況報告

第 \_\_\_\_\_ 報

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分現在

災 害 名	報告機関	TEL
	報告者	

整理 番号	避 難 所					
	名 称	所 在 地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	通 信 欄
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	

整理 番号	救 護 所					
	名 称	所 在 地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	通 信 欄
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	



### 様式11-5-1 人的被害詳細報告

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第3節 第2

## 人的被害詳細報告

第 \_\_\_\_\_ 報

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分現在

災害名					報告機関				
					報告者	TEL			
整理 番号	被災者				被災の概要				通信欄
	氏名	住所	年齢	性別	被災の 程度	被災日時	被災場所	原因	
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			

135

- (注意) 1 項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第1報」、「第2報」・・・として報告すること。  
 2 「被災の程度」は、「死亡」・「行方不明」・「重傷」・「軽傷」の別を記載する。

### 様式11-5-2 住家被害詳細報告

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第3節 第2

## 住家等被害詳細報告

第 \_\_\_\_\_ 報

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分現在

災害名					報告機関			
					報告者	TEL		
整理 番号	被災世帯				被災の概要			通信欄 [避難、応急措置等の状況]
	世帯主	住所	年齢	り災 人員	種別	被災日時	原因	
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		

(注意) 1 項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第1報」、「第2報」・・・として報告すること。

2 被災の概要の「種別」は、「全壊」・「全焼」・「半壊」・「半焼」・「一部破損」・「一部焼損」・「床上浸水」・「床下浸水」の別を記載する。(被害の認定基準参照)

# 文教施設被害詳細報告

第 \_\_\_\_\_ 報

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分現在

災害名		報告機関 報告者		TEL									
No	学校種別	学校名	所在地	建物被害				人的被害				授業の実施状況	通信欄
				全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	死者	行方不明	重傷者	軽傷者		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	

※学校種別：①幼稚園、②小学校、③中学校、④高等学校、⑤大学、⑥高等専門学校、⑦盲学校、⑧ろう学校、⑨養護学校

# 公共土木施設被害詳細報告

第 \_\_\_\_\_ 報

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL _____

## 災害報告箇所別調書

施設区分		管理区分		県管理分		市町村管理分		合計
			事務所名等					

番号	施設名	位置		被害延長 及び 右・左岸	被災原因		復旧（応急）工法 （現在の状況）	復旧の見通 （日時）	被害額 （千円）	被災状況（土木施設及び一般施設） [道路の場合、迂回路（路線名を記入）]	
		市町村	大字								

[記載上の留意事項]

- 1 本報告は、異常天然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、国土交通大臣あてにその状況を報告するために県土整備部において各市町村及び各地域整備センターから報告を求める「災害箇所調書」を様式化したものであり、県土整備部でとりまとめたものを報告すれば足りるものとする。
- 2 本報告は、施設区分ごとに、県管理施設、市町村管理施設及びその合計を別葉で報告するものとする。
- 3 報告にあたって前記1の「災害箇所調書」を利用する場合は、「地域整備センター名」の欄に報告センター名等を記載する。
- 4 [施設区分]の欄には、公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁等）の区分を記載し、番号は、施設区分ごとに一連番号とする。
- 5 河川、道路、橋梁については、「施設名」の欄に種別（一級河川、一般道路等）及び名称を記載する。

# 施設被害詳細報告

第 \_\_\_\_\_ 報

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分現在

災害名		報告機関		報告者		TEL							
						TEL							
No	施設種別	施設名	所在地	建物被害				人的被害				応急対策状況、 復旧見込等	通信欄
				全壊	半壊	一部破損	床上浸水	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		

## 様式11-6 交通規制情報

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第17節 第2

## 交通規制情報

第 \_\_\_\_\_ 報

に伴う交通規制箇所

報告月日		年	月	日	調査日時	月	日	時	分	現在	報告機関	報告担当者	TEL
現状	番号	路線番号	路線名	規制箇所	規制内容	規制原因	規制開始	解除予定	規制解除	備考	センター名等		

## [記載上の留意事項]

- 1 「現状」の欄は、交通規制の現状を記載する。例：規制中の場合＝「規」、解除が行われた場合＝「解」
- 2 「路線番号」の欄は、路線番号がない場合は記入しなくてもよい。
- 3 「規制内容」の欄は、交通規制の具体的な内容を記載する。例：「全面通行止め」「片側通行」「大型通行止め」
- 4 「規制原因」の欄は、交通規制を実施するに至った原因を記載する。例：「法面崩落」「路肩決壊」「道路陥没」
- 5 「規制開始」の欄は、規制を開始した日時を記載する。
- 6 「解除予定」の欄は、規制中の場合に規制が解除される予定日時を記載する。
- 7 「規制解除」の欄は、規制解除を行った日時を記載する。
- 8 「備考」の欄は、迂回路、被害の詳細等、特記すべき事項を記載する。
- 9 「センター名等」の欄は、当該道路の管理する地域整備センター名、事務所名等を記載する。

### 様式11-7 火災発生状況報告

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第9節 第7

## 火 災 発 生 状 況 報 告

第 \_\_\_\_\_ 報

※地震災害時のみ

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分現在

災害名	報告機関	
	報告者	TEL

整理 番号	出火場所	出火日時 (覚知)	鎮火日時	出火原因	人的被害				焼損 物件	程度	焼損面積	延焼の状況
					死者	行方不明	重傷	軽傷				
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m <sup>3</sup>	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m <sup>3</sup>	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m <sup>3</sup>	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m <sup>3</sup>	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m <sup>3</sup>	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m <sup>3</sup>	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m <sup>3</sup>	

通信欄

# [12. その他様式等]

## 様式12-1 雇い上げ報告書

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第16節

住 所	氏 名	年 齢	単 価	月 分				基本賃金		割増賃金		計	受領印	備考
				日	日	日	日	日数	金額	時間	金額			
									(円)		(円)	(円)		

上記のとおり勤務したことを証明する。

年 月 日

課 長 氏 名<sup>㊤</sup>

注 救助事務の種別ごとに作成すること。



### 資料12-2 各部（課）職員動向表

計画書本編：一般災害対策編 第2章 第2節 第3

年 月 日( 災害) \_\_\_\_\_ 課 \_\_\_\_\_

氏 名	登庁時間	配置場所		配置場所		配置場所		配置場所		配置場所		退庁時間
		出発時間	帰庁時間	出発時間	帰庁時間	出発時間	帰庁時間	出発時間	帰庁時間	出発時間	帰庁時間	
	:											:
	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	:											:
	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	:											:
	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	:											:
	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	:											:
	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

## 様式12-3 義援金品受領書

計画書本編：一般災害対策編 第3章 第2節 第1

課 長	課長補佐	係 長	係

## 義 援 金 品 受 領 書

千	百	十	万	千	百	十	円

品 名	数 量	摘 要

上記について確かに受領いたしました。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

石川町災害対策本部長

石川町長

印